

# ひょうご共済

SUMMER  
No.179  
2017



写真提供／宍粟市「森林セラピー」

|                           |    |                           |    |
|---------------------------|----|---------------------------|----|
| <b>平成28年度決算概要</b> .....   | 2  | 平成29年度(後期)健康セミナーのご案内 ほか   | 22 |
| 第170回組合会を開催 ほか .....      | 7  | 福祉課からのお願い .....           | 26 |
| 総務課から                     |    | 貯金払戻日カレンダー .....          | 27 |
| ライフプランセミナーを開催します! .....   | 8  | 健康切符 熱中症 .....            | 28 |
| 共済組合職員募集 .....            | 9  | 血液サラサラ健康レシピ .....         | 29 |
| 保健課から                     |    | <b>わが街紹介 宍粟市</b> .....    | 30 |
| 被扶養者の資格調査を本年7月に実施します ほか   | 10 | 遺族附加年金事業「きずな」のご紹介 .....   | 32 |
| 保健課からのお願い .....           | 15 | ちょっとブレイク クイズパーク .....     | 34 |
| 年金課から                     |    | 他府県施設紹介                   |    |
| ご存じですか? 3歳未満の子の養育特例 ..... | 16 | 鳥取県市町村職員共済組合「渓泉閣」 .....   | 35 |
| 60歳以降に支給される老齢厚生年金 .....   | 17 | 直営施設紹介(ひょうご共済会館) .....    | 36 |
| 福祉課から                     |    | (ゆめ春来) .....              | 38 |
| 平成28年度健診結果に基づく            |    | ゆめ春来からのご案内                |    |
| 「重症化予防のための受診勧奨」実施結果 ほか    | 20 | 組合の概況/平成29年5月の医療費状況 ..... | 40 |

# 平成28年度決算概要

平成28年度の決算は、去る5月29日に開催された第170回組合会において承認されました。その概要は次のとおりです。

## 総括事項

### 組合員数等の状況

| 種別                | 組合員数(人)         | 被扶養者数(人) | 平均標準報酬月額(円)          |                      |
|-------------------|-----------------|----------|----------------------|----------------------|
|                   |                 |          | 長期                   | 短期                   |
| 一般組合員<br>(特別職組合員) | 33,829<br>(156) | 33,201   | 409,704<br>(535,448) | 427,009<br>(677,371) |
| 市町村長組合員           | 38              | 43       | 619,210              | 883,684              |
| 特定消防組合員           | 3,901           | 6,358    | 424,739              | 425,116              |
| 長期組合員             | 4               | —        | 長期                   | 605,000              |
|                   |                 |          | 短期                   | 740,000              |
| 市町村長<br>長期組合員     | 2               | —        | 長期                   | 605,000              |
|                   |                 |          | 短期                   | 900,000              |
| 継続長期組合員           | 2               | —        | 長期                   | 440,000              |
| 小計                | 37,776          | 39,602   | 長期                   | 411,500              |
|                   |                 |          | 短期                   | 427,331              |
| 任意継続組合員           | 402             | 267      | 短期                   | 336,273              |
| 合計                | 38,178          | 39,869   | 長期                   | 411,500              |
|                   |                 |          | 短期                   | 426,372              |
| 第三号厚生年金<br>被保険者   | 37,758          | —        | —                    | 411,403              |

※( )内は、特別職組合員に係る数値です。

### 平成28年度末の市町及び一部事務組合数

|         |    |
|---------|----|
| 市       | 28 |
| 町       | 12 |
| 一部事務組合等 | 42 |
| 計       | 82 |

組合員数(任意継続組合員を除く)については、234人増の37,776人となりました。被扶養者数(任意継続組合員を除く)については、565人減の39,602人となり、組合員1人当たりの扶養者は、1.05人となりました。

### 各経理の収支状況

| 経理名          | 収入          | 支出          | 当期損益金      |
|--------------|-------------|-------------|------------|
| 短期経理         | 263億3,045万円 | 266億2,445万円 | △2億9,400万円 |
| 介護分          | 19億331万円    | 18億8,396万円  | 1,935万円    |
| 厚生年金保険経理     | 535億6,598万円 | 535億6,598万円 | 0円         |
| 退職等年金経理      | 35億6,823万円  | 35億6,823万円  | 0円         |
| 経過的長期経理      | 4億1,798万円   | 4億1,798万円   | 0円         |
| 経過的長期預託金管理経理 | 1億8,287万円   | 1億8,287万円   | 0円         |
| 業務経理         | 5億9,475万円   | 5億4,344万円   | 5,131万円    |
| 保健経理         | 8億6,662万円   | 10億1,472万円  | △1億4,810万円 |
| 宿泊経理         | 3億6,204万円   | 3億6,453万円   | △249万円     |
| ゆめ春來<br>共済会館 | 1億5,228万円   | 1億4,568万円   | 660万円      |
| 貯金経理         | 14億9,801万円  | 12億9,470万円  | 2億331万円    |
| 貸付経理         | 1億3,402万円   | 9,154万円     | 4,248万円    |

## 短期経理

この経理は、組合員と被扶養者の公務外の病気、けが、出産、死亡、休業及び災害等に対して給付を行う経理です。

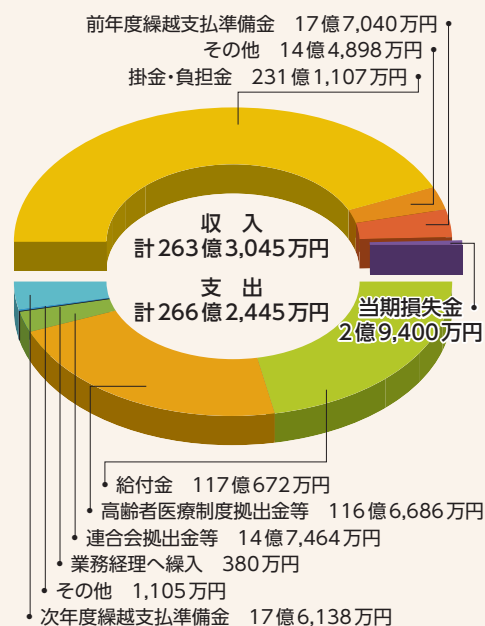
平成28年度は、短期財源率を0.8ポイント引き上げ、93.2%での運営を行い、高齢者医療制度への支援金等の増加により約2億9,400万円の当期短期損失金を生じる結果となりました。

今後も、高齢者医療制度への支援金や介護保険制度への納付金の更なる増加が見込まれ、厳しい財政状況となっています。

皆さまにおかれましては、健康管理に十分留意の上、医療の適正受診やジェネリック医薬品の利用についてなお一層のご協力をお願いします。

※% = 1,000分比です。

### <収支の状況(介護分は除く)>



※当期損失金は、積立金を取り崩して補てんしました。

## 厚生年金保険経理

この経理は、厚生年金相当部分等に係る組合員保険料及び自治体からの負担金等の収入を全国市町村職員共済組合連合会（以下「連合会」といいます。）へ払い込む経理です。

平成28年度は、収入約535億6,598万円となり、これを全額連合会へ払い込みました。

## 退職等年金経理

この経理は、被用者年金の一元化により職域年金部分廃止後に創設された、「退職等年金給付」に係る掛金及び自治体からの負担金収入を連合会へ払い込む経理です。

平成28年度は、収入約35億6,823万円となり、これを全額連合会へ払い込みました。

## 経過的長期経理

この経理は、被用者年金一元化前に決定された公務障害・公務遺族年金等に係る経理です。一元化前の公務等に係る費用負担につきましては、自

治体が負担することとなっており、その収入を連合会へ払い込む経理です。

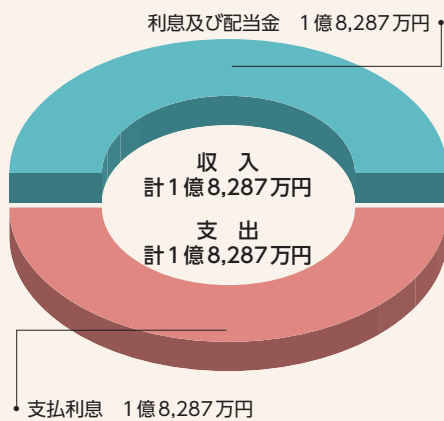
平成28年度は、収入約4億1,798万円となり、これを全額連合会へ払い込みました。

## 経過的長期預託金管理経理

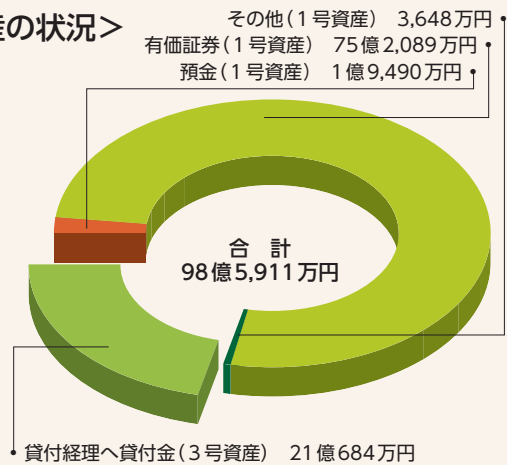
この経理は、連合会の経過的長期経理から本組合への預託金を管理するための経理です。平成28

年度は、約1億8,287万円の利息収入が生じ、利益金全額を連合会預託金に積み立てました。

### <収支の状況>



### <資産の状況>

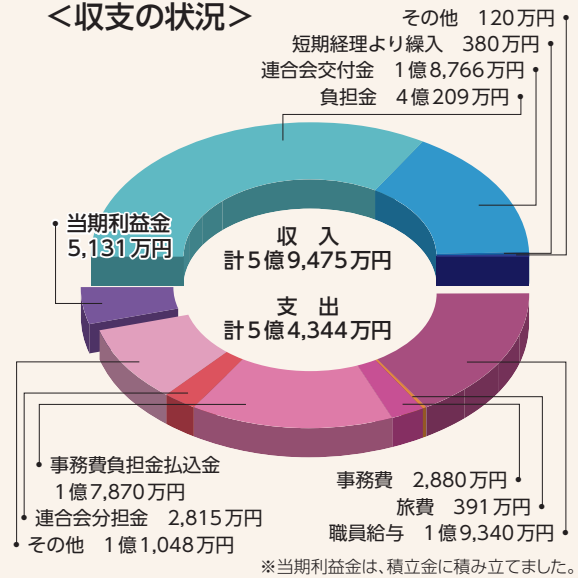


## 業務経理

この経理は、組合の管理運営に要する人件費等の事務的経費と、短期給付、長期給付等の事業を行うために要する費用を賄う経理です。財源は、地方公共団体負担金（組合員1人当たり年額10,620円）と短期経理からの繰入金（組合員1人当たり年額100円）及び連合会からの交付金（組合員1人当たり年額4,570円）です。

平成28年度は、約5,131万円の当期利益金を生じ、これを全額、積立金に積み立てました。

### <収支の状況>



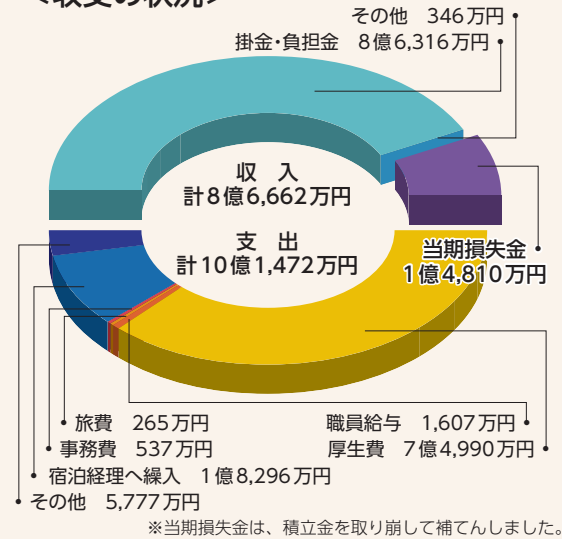
## 保健経理

組合員とその被扶養者の健康増進と疾病予防に役立てるため、短期人間ドック、成人病検診等への助成や保養施設等への利用助成などの福利厚生事業、また40歳以上75歳未満の組合員及び被扶養者を対象とした特定健診・特定保健指導等の福祉事業を行っている経理です。

平成28年度は、約1億4,810万円の当期損失金を生じましたが、これを全額、積立金を取り崩して補てんしました。

なお、宿泊経理へ繰入のうち、ゆめ春來及びひょうご共済会館の大規模修繕に要した費用については、改良積立金を取り崩し、積立金に振り替えました。

### <収支の状況>



### 保健・保養及び教養に資する事業の概要について

| 項目        |              | 決算額       | 概要   |
|-----------|--------------|-----------|--|
| 保健関係      | 人間ドック        | 3億7,617万円 | 組合員 1泊2日6,049人 2日泊なし469人 1日6,159人<br>被扶養配偶者 // 132人 // 20人 // 1,009人                 |
|           | 乳がん検診        | 1,408万円   | 組合員2,973人 被扶養配偶者649人 計3,622人   |
|           | 脳ドック         | 4,081万円   | 2,049人   |
|           | 成人病検診        | 1億4,869万円 | a組合員12,591人 b組合員18,385人 計30,976人   |
|           | 子宮がん検診       | 1,037万円   | 組合員2,491人 被扶養者1,399人 計3,890人   |
|           | 医薬品配布ほか      | 6,254万円   | 薬剤配付30,724人 救急箱2,093人 健康づくりセミナー188人<br>健康管理保健指導助成21所属所                               |
|           | インフルエンザ助成    | 1,051万円   | 10,505回  |
| 小計        | 6億6,317万円    |           |  |
| 保養関係      | 保養所利用助成      | 6,823万円   | ひょうご共済会館 組合員5,874人 被扶養者1,787人<br>ゆめ春來 組合員4,627人 被扶養者3,683人<br>他施設 組合員1,016人 被扶養者645人 |
|           | 海・山の家利用助成    | 201万円     | 海の家 495人 山の家 1,096人 計 1,591人   |
|           | 退職組合員保養所利用助成 | 1,338万円   | 674枚(1枚2名まで)   |
| 小計        | 8,362万円      |           |  |
| 特定健診・保健指導 | 特定健康診査       | 2,297万円   | 12,948人 (前年度分含む)   |
|           | 特定保健指導       | 367万円     | 動機付け支援 286人 積極的支援 228人   |
| その他       | 図書・広報        | 398万円     | ひょうご共済の発行年4回 育児誌配布等延べ743部  |
|           | 災害見舞金        | 3万円       |  |
| 合計        | 7億7,744万円    |           |  |

## 貯金経理

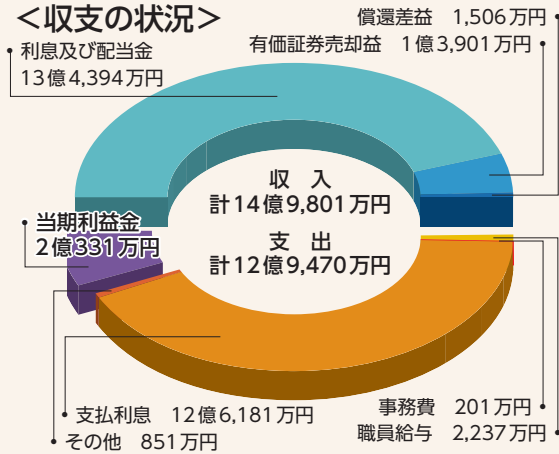
組合員の皆さまの大切な資産をお預かりし、安全かつ効率的な運用に努め、より有利な利息を還元する経理です。支払利率は1.1%（半年複利）。

平成28年度は、約2億331万円の当期利益金を生じましたが、これを全額、欠損金補てん積立金に積み立てました。

### 貯金の状況

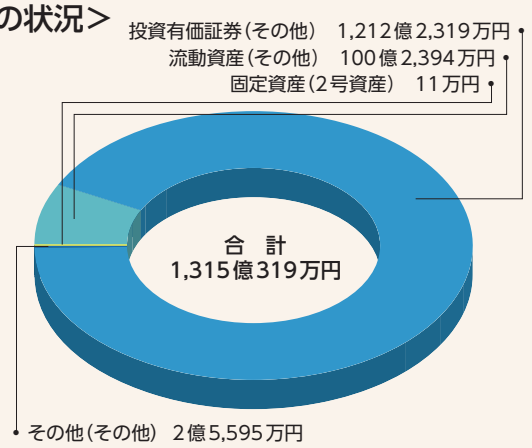
|             |               | 前年度末比      |
|-------------|---------------|------------|
| 貯金額         | 1,184億6,765万円 | 48億4,859万円 |
| 貯金者数        | 20,683人       | 236人       |
| 貯金者1人当たり貯金額 | 5,727,779円    | 171,019円   |
| 組合員加入率      | 54.75%        | 0.26ポイント   |
| 支払利率        | 1.10%         | -0.10ポイント  |

### <収支の状況>



※当期利益金は、欠損金補てん積立金に積み立てました。

### <資産の状況>

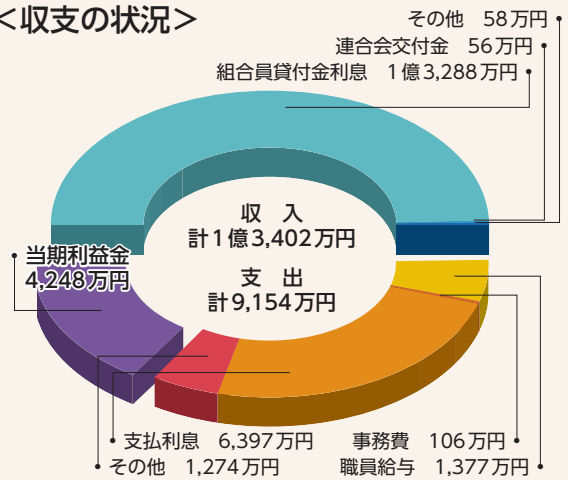


## 貸付経理

住宅取得及び教育、結婚等の臨時的支出に対して貸付を行い、組合員の皆さまの生活の安定と福祉の向上に寄与するための経理です。

平成28年度は、約4,248万円の当期利益金を生じましたが、これを全額、積立金に積み立てました。

### <収支の状況>



※当期利益金は、積立金に積み立てました。

### 貸付の状況

| 種別         | 件数     | 金額         | 割合        |
|------------|--------|------------|-----------|
| 普通貸付       | 434件   | 2億5,488万円  | 5.56%     |
| 住宅貸付       | 1,477件 | 38億885万円   | 83.13%    |
| 災害貸付       | 住宅     | 2億3,140万円  | 5.05%     |
|            | 再貸付    | 1億1,329万円  | 2.47%     |
|            | 計      | 3億4,469万円  | 7.52%     |
| 在宅介護対応住宅貸付 | 7件     | 757万円      | 0.17%     |
| 特別貸付       | 医療     | 151万円      | 0.03%     |
|            | 入学     | 1,922万円    | 0.42%     |
|            | 修学     | 1億1,180万円  | 2.44%     |
|            | 結婚     | 2,947万円    | 0.64%     |
|            | 葬祭     | 383万円      | 0.09%     |
|            | 計      | 236件       | 1億6,583万円 |
| 高額医療貸付     | 0件     | 0円         | 0.00%     |
| 出産貸付       | 0件     | 0円         | 0.00%     |
| 合計         | 2,307件 | 45億8,182万円 | 100.00%   |

## 宿泊経理

この経理は本組合の直営施設である「ゆめ春来」と「ひょうご共済会館」を運営する経理です。

ゆめ春来は三方を山に囲まれた、いで湯の里「湯村温泉」にあり、四季折々の豊かな自然に恵まれています。春来川のほとりで「足湯」につかりゆったりとした時間の中でリフレッシュしてみませんか。

ひょうご共済会館は神戸市の中心街にあり、観光やビジネス等、多用途にご利用いただけます。また、館内はWi-Fiも完備しており、都心には珍しく大浴場もございます。手足を伸ばしてリフレッ

シュ。

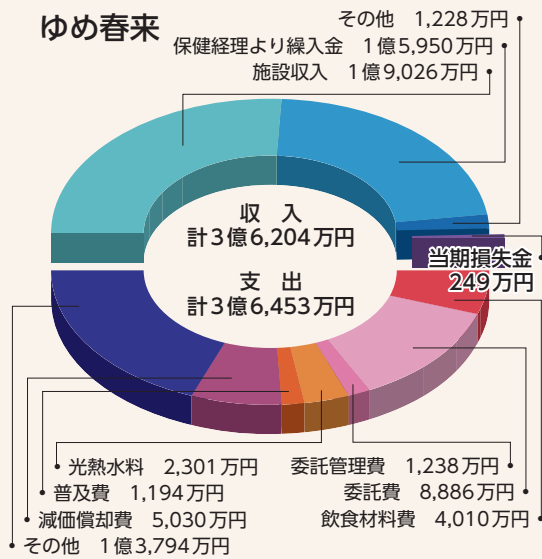
両施設とも経年劣化部分の修繕工事も完了し、一部装いも新たに、皆さまのご利用をお待ち申し上げます。

### 利用状況

| 区分  | 施設名 | ゆめ春来     | ひょうご共済会館 |
|-----|-----|----------|----------|
| 宿 泊 |     | 12,629 人 | 14,609 人 |
| 宴 会 |     | 4,109 人  | 5,709 人  |
| 合 計 |     | 16,738 人 | 20,318 人 |

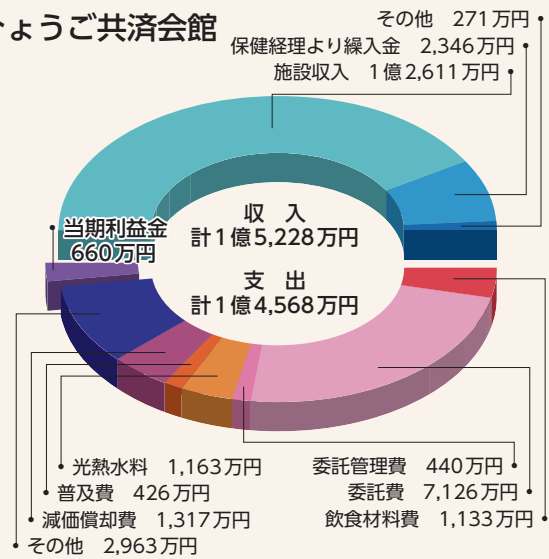
### <収支の状況>

#### ゆめ春来



※ゆめ春来の当期損失金は、積立金を取り崩して補てんしました。

#### ひょうご共済会館



※ひょうご共済会館の当期利益金は、積立金に積み立てました。



## 第170回 組合会を開催

去る5月29日、ひょうご共済会館において、第170回組合会が開催されました。下記の議案が審議され、議案については原案のとおり議決、承認されました。

### 報告

平成28年度の預託金の運用状況及び平成28年度末の貯金経理の状況について

### 議事

- (1) 兵庫県市町村職員共済組合運営規則の一部を改正する規則に係る専決処分の承認について
- (2) 兵庫県市町村職員共済組合個人番号及び特定個人情報の適正な取扱いに関する規則の一部を改正する規則(案) について
- (3) 平成28年度決算について



## 共済組合初任者事務研修会を開催しました!



平成29年6月6日、ひょうご共済会館にて、各所属所の共済組合事務を担当して2年以内の方を対象に、説明会を開催いたしました。

組合員や被扶養者の事務処理手続きが円滑に進められるように、書類の記入要領の説明や共済組合の事業内容について説明を行いました。

出席者の方々は、熱心に耳を傾けられ充実した説明会となりました。

## 今年度も退職予定者向けのセミナーを開催します!

今年度退職を予定されている組合員の皆さま（おおむね50歳代後半）を対象に、退職後の年金制度、医療制度について、説明会を開催します。説明会の後半では、個別相談を行いますので、お気軽にご相談ください。

10月上旬から11月下旬にかけて、県内8会場での開催を予定しています。

詳細については、7月下旬ごろ、勤務先の共済組合事務担当課を通じてご案内しますので、多数のご参加をお待ちしております。

## ライフプランセミナーを開催します！

近年、社会・経済情勢の変化や個人の価値観の多様化により、その人にあったライフプラン（生涯生活設計）を作成する重要性が高まっています。

今年度も講師をお招きし、それぞれの世代にあったライフプランセミナーを開催します。

開催の日程は、下記のとおりです。30歳代・40歳代の組合員を対象としたライフプランセミナーについては、昨年、予定を上回る応募をいただきましたので、開催日を2回に増やしております。

また、今年度は、新たに50歳代前半の組合員を対象としたライフプランセミナーを開催いたします。

これまでは今年度末退職予定者を中心とした、退職を直前に控えた方を対象とした内容としておりましたが、定年まで余裕のある時間をもってライフプランを検討いただくことを目的として、企画いたしました。

お申し込みの方法など、詳細については、勤務先の共済組合事務担当課を通じてご案内しますので、皆さまのご参加をお待ちしています。

なお、会場の都合により、定員を上回る応募をいただいた場合、抽選とさせていただきますので、予めご了承ください。



### 30歳代・40歳代のライフプランセミナー

〔開催日程について〕

会場 ひょうご共済会館

平成29年9月14日(木)及び平成29年9月15日(金)両日とも午後2時から午後4時(予定)

※両日とも同じ内容ですので、下記の割り振りを参考に日程を選択してください。

|          |                       |
|----------|-----------------------|
| 9月14日(木) | 阪神、東播地区の所属所の組合員       |
| 9月15日(金) | 淡路、西播、丹波、但馬地区の所属所の組合員 |

### 50歳代前半のライフプランセミナー

〔開催日程について〕

会場 ひょうご共済会館

平成29年10月13日(金) 午後1時30分から午後4時(予定)





## 共済組合職員募集

共済組合では、次のとおり、来春採用の事務局職員を募集します。

### 募集要項



- ◆採用予定人数 若干名
- ◆職 種 事務職
- ◆受験資格 平成5年4月2日以降に生まれた方で、学校教育法による大学（短期大学を除く。）を卒業した方又は平成30年3月31日までに卒業見込みの方
- ◆試験内容 一次試験：教養試験・事務適正検査・職場適応性検査・作文  
二次試験：面接  
※二次試験は、一次試験合格者で実施します。
- ◆一次試験日 平成29年10月22日（日曜日）  
※詳細は、応募者に別途通知します。
- ◆応募方法 本組合所定の「兵庫県市町村職員共済組合職員採用試験受験申込書」（以下「申込書」という。）を持参又は簡易書留で郵送  
※「申込書」は、本組合総務課で配付します。郵便で「申込書」を請求する場合、封筒の表に「採用試験受験申込書請求」と朱書きし、120円切手を貼り付けた返信用封筒（角型2号封筒）を同封の上、本組合総務課まで請求ください。
- ◆応募受付期間 平成29年7月14日（金曜日）から9月4日（月曜日）まで  
※受付時間は午前9時から午後5時までです。ただし、土曜日、日曜日及び祝日は除きます。  
※郵送の場合、9月1日（金曜日）の消印のものまで受け付けます。
- ◆採用予定日 平成30年4月1日（日曜日）

### 問い合わせ 及び提出先

兵庫県市町村職員共済組合 総務課

〒650-0011 神戸市中央区下山手通4丁目16番3号 兵庫県民会館5階

TEL 078-321-0621

# 被扶養者の資格調査を本年7月に実施します

共済組合では毎年、短期給付財政の適正化を目的として、被扶養者の皆さまが、現在も被扶養者の要件を備えているか確認するために、被扶養者の資格確認調査を行っています。

皆さまがお使いの組合員証等(健康保険証)については、地方公務員等共済組合法により検認を行うこととされており、共済組合では「組合員被扶養者証」の検認について、この調査により行うこととしています。目的をご理解のうえ、ご協力をお願いします。

## 調査対象者

平成29年7月1日現在、組合員の被扶養者に認定されている配偶者以外の方が対象です。

ただし、次にあてはまる方を除きます。

- 平成7年4月2日以降に生まれた子及び孫
- 平成29年1月1日以降に認定された方
- 任意継続組合員の被扶養者

## 調査方法

7月中旬～下旬頃に共済組合から勤務先の共済組合事務担当課を通じて「被扶養者資格確認届書」を配付します。



必要事項を記入し、必要に応じて扶養事実の確認できる書類を添付のうえ、勤務先の共済組合事務担当課に提出してください。

## ≫調査におけるポイント

～次に該当される方は取消の手続きが必要です～

① 就職されて、社会保険等に参加されていませんか？

② 収入が、認定基準限度額を超えていませんか？

▶ 年金の額が変わっていませんか？新しく年金を受給されていませんか？

…年金が一部支給から満額支給に変わっていないか、ご確認ください。  
特に65歳になられた方は、老齢基礎年金の受給等にご注意ください。  
遺族年金、障害年金等の非課税所得も含まれます。

▶ 雇用保険・傷病手当金を受給されていませんか？

…日額3,612円以上の場合は認定できません。

▶ 確定申告を行った結果、事業所得等は増えていませんか？

…総収入から控除できるのは、売上原価、修繕費、消耗品費等最小限の経費のみであり、所得税法上の所得とは異なっています。  
事業所得の給与賃金、農業の雇人費などの人件費については必要経費と認められず、所得から控除できません。



### ▶ アルバイト、パートの収入はありませんか？

…月額108,333円(130万円÷12か月)を超えると見込まれる収入(60歳以上で公的年金を受給されている方又は障害年金を受給されている方は、年金とあわせて月額15万円(180万円÷12か月)を超える収入)がある場合は認定できません。なお、月額収入には、ボーナスを支給対象月数で割った額を含みます。



### ③ 同居が認定条件の方と別居していませんか？

…配偶者の父母、おじ、おば等は、組合員と同居し生計を共にしていることが認定条件となります。

### ④ 父又は母だけを認定している場合、その配偶者の収入は増えていませんか？

…2人の収入の合算がそれぞれの認定基準限度額の合計を超えていれば、配偶者に扶養されているものとみなされます。

### ⑤ 別居の弟又は妹を認定している場合、弟又は妹と生計を同一にしている両親はいませんか？

…扶養義務の優先順位が兄弟より父母の方が高いため、両親に認定基準限度額以上の収入があればその差額分は弟又は妹の収入に加算します。

### ⑥ 海外滞在者を認定されていませんか？

…留学以外は認定ができません。留学が確認できる書類の提出をお願いします。

※資格調査の際には、確定申告書(写)や、雇用証明書、給与支払明細書(写)、年金改定通知書(写)など収入額の確認できる書類や、通帳(写)等の仕送り額を確認できる書類の添付を求めますので、必ず保管しておいてください。

## Q 認定基準限度額とはいくらですか？

**A** 恒常的な収入が年額130万円、60歳以上で公的年金を受給されている方、障害年金を受給されている方は年額180万円です。これ以上の収入のある方は被扶養者として認定できません。また、雇用契約時に月額108,333円(ボーナスを含む)を超えることが見込まれる場合や、アルバイトやパートで連続する3か月のボーナスを含む平均収入が月額108,333円(年金受給者は年金とあわせて月額15万円)を超える収入がある場合は認定できません。

## Q 別居している家族への仕送り方法に基準はありますか？

**A** 別居の方を認定する場合には、

- (1)仕送り額と認定対象者収入の合計が年額130万円(年金受給者は年額180万円)以上
- (2)認定対象者収入(配偶者や生計を同一としている家族の収入の年額130万円(年金受給者は180万円)超過分含む)以上

(1)及び(2)の基準を満たす額で毎月又は2か月に1回仕送りが必要となります。

また、仕送り状況申立書と、「誰が」「誰に」仕送りを行ったかを確認できる預金通帳又は現金書留の写しが必要です。振込先、振込人の確認できないもの、手渡しによる仕送りは不可としています。

**Q** 学生でも仕送り額と認定対象者収入の合計が 130 万円（180 万円）以上かつ認定対象収入（配偶者収入の年額 130 万円（180 万円）超過分含む）以上の仕送り額が必要ですか？

**A** 配偶者・学生・未就学の子については、仕送り額は問いませんが、仕送りは必要です。仕送り状況申立書と仕送り状況が確認できる書類を提出してください。

**Q** 取消手続きをしていないとどうなるのですか？

**A** 事実発生日にさかのぼって被扶養者の資格が取り消されることとなります。この場合、取消日以降に組合員被扶養者証で受診された医療費については、共済組合に返還していただくこととなります。その後、新たに加入した保険制度（健保組合、全国健康保険協会、国民健康保険等）に療養費等の請求をしていただくこととなりますが、保険者によっては過去の給付は支給されない場合もあります。また、附加給付部分は共済独自の給付のため、請求することはできません。

このような事態を避けるためにも、日頃から被扶養者の収入の把握には注意を払っていただきますようお願いいたします。

## 本年9月に長期給付に係る保険料率が引き上げられます

平成29年9月に厚生年金保険に係る保険料率が、次のとおり引き上げられます。

今後の年金制度の安定的な運営を確保するためにも、皆さまのご理解をいただきますようお願いいたします。

|                      | 平成28年9月～ | 平成29年9月～ | (単位:%) |
|----------------------|----------|----------|--------|
| 厚生年金保険料率<br>(組合員負担分) | 88.16    | 89.93    |        |

## 医療費のお知らせを配付します(本年8月中旬)

共済組合では、医療費増高対策事業の一環として、「医療費のお知らせ」を配付しています。これは、組合員や被扶養者の皆さまが保険医療機関にかかれ、どのくらいの医療費がかかったかを知っていただき、健康管理や共済組合の短期給付財政に対する認識と理解を深めていただくためです。今回の医療費のお知らせは、平成29年4月診療分が対象となっており、8月中旬に勤務先の共済組合事務担当課を通じて配付します。

医療費のお知らせ

あなた又はご家族（被扶養者）の方が組合証（組合員被扶養者証）を使用して、保険医療機関で受診された際の医療費は以下のとおりです。

| 受診者氏名 | ①<br>診療<br>年月 | ②<br>日数 | ③<br>診療<br>区分 | ④<br>医療費の総額 | ⑤<br>共済組合が<br>支払った額 | 国庫・市区町村<br>または<br>国民健康保険<br>に支払った額 | 附加給付<br>金 | 高額療養費 | 支給額 |
|-------|---------------|---------|---------------|-------------|---------------------|------------------------------------|-----------|-------|-----|
| 合 計   |               |         |               |             |                     |                                    |           |       |     |

※診療区分が「入院時食事療養費」の場合は、算定単位が「回数」となります。(単位円)

- ①日数  
1か月間に入院又は通院した日数
- ②診療区分  
医科、歯科、調剤、入院、外来等の区分
- ③医療費の総額  
診療区分ごとの総医療費
- ④附加給付金額  
高額療養費支給後の自己負担額から基礎控除額を控除した額（100円未満切捨て）
- ⑤高額療養費  
保険医療機関等で支払った自己負担額から自己負担限度額を控除した額

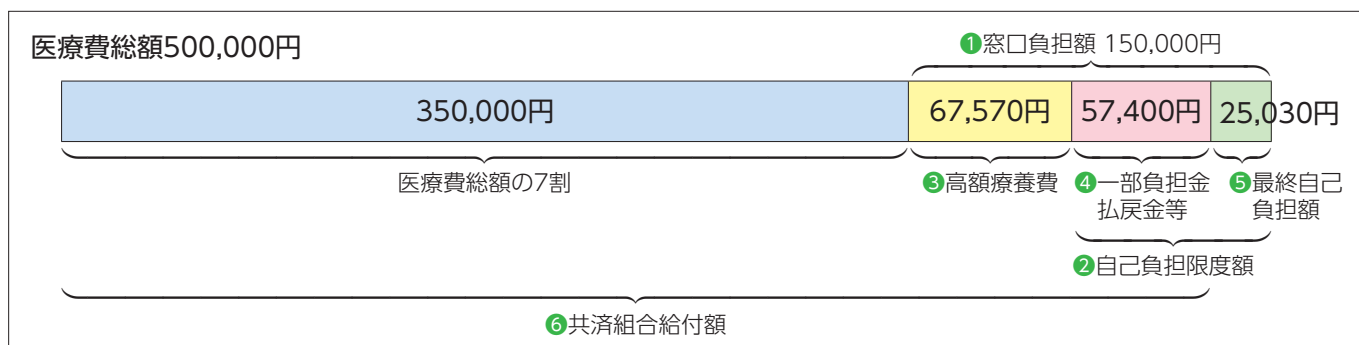
## 医療費助成制度の却下通知は届いていませんか？

乳幼児医療やこども医療、障害者医療、母子父子家庭医療、老人医療の医療費助成制度(以下、「医療費助成制度」といいます。)は多くの場合、毎年7月が更新月となっています。

所得制限や助成内容は、お住まいの市町によって異なりますが、医療費助成制度に非該当となった場合は、共済組合からの高額療養費や一部負担金払戻金等の支給対象となります。乳幼児医療やこども医療の医療費助成制度に非該当となった場合は、勤務先の共済組合事務担当課を通じて共済組合へ医療費助成制度非該当の申告を行ってください。昨年に引き続き非該当となっている場合でも毎年7月に非該当の申告をお願いします。また、乳幼児医療・こども医療以外の医療費助成制度につきましては、該当及び非該当の都度、申告を行ってください。医療費助成制度該当の申告が遅延した場合には、すでに支給を行った給付金の戻入を求める場合があります。

### 【医療費負担額の例】

医療費助成制度非該当で自己負担割合3割(限度額適用認定証使用なし)の場合  
(標準報酬の月額が28万円以上53万円未満の場合)



- ① 窓 口 負 担 額  $500,000円 \times 30\% = 150,000円$  (3割負担)
- ② 自 己 負 担 限 度 額  $80,100円 + (500,000円 - 267,000円) \times 1\% = 82,430円$
- ③ 高 額 療 養 費  $150,000円 - 82,430円 = 67,570円$
- ④ 一 部 負 担 金 払 戻 金 等  $82,430円 - 25,000円 = 57,430円 \rightarrow 57,400円$  (100円未満切捨て)
- ⑤ 最 終 自 己 負 担 額  $150,000円 - (67,570円 + 57,400円) = 25,030円$
- ⑥ 共 済 組 合 給 付 額  $500,000円 - 25,030円 = 474,970円$

医療費助成制度非該当の申告をされなかった場合、④57,400円の支給を受けることができません。医療費助成非該当の申告をしていただくことで支給を受けることができます。

## 病院の窓口で医療費助成制度の受給者証が使えなかったことはありませんか？

居住地以外の都道府県で医療機関を受診した場合等、医療機関等の窓口で医療費助成制度の受給者証が使用できず、自己負担限度額を超える金額を支払った場合は共済組合からの高額療養費の支給対象となります。勤務先の共済組合事務担当課を通じて高額療養費の請求を行ってください。

## 平成29年8月から70歳以上の高額療養費自己負担限度額が変わります

高額療養費の自己負担限度額について、世代間・世代内の公平性の確保及びそれに応じた負担を求める観点から、低所得者層に配慮した上で、2段階に分けて限度額が引き上げられます。また、一般区分については、1年間(8月～翌年7月)の外來分自己負担額合計に、年間14.4万円の上限が設けられます。

なお、70歳未満の方の限度額については変更ありません。

### ◆第1段階目(平成29年8月～平成30年7月)

「現役並み所得者」・「一般」の区分について限度額が引き上げられ、「一般」区分については「多数回該当(く)内の金額」が新たに設けられます。

### ◆第2段階目(平成30年8月～)

「現役並み所得者」区分を細分化し、限度額の引き上げを行い、一般区分についても再度限度額が引き上げられます。

| 現行70歳以上(～平成29年7月)              |             |   | 第1段階目(平成29年8月～平成30年7月)         |                         |   | 第2段階目(平成30年8月～)              |                         |   |
|--------------------------------|-------------|---|--------------------------------|-------------------------|---|------------------------------|-------------------------|---|
| 区分                             | 自己負担限度額(月額) |   | 区分                             | 自己負担限度額(月額)             |   | 区分                           | 自己負担限度額(月額)             |   |
|                                | 外來(個人)      | 外來+入院(世帯)                               |                                | 外來(個人)                  | 外來+入院(世帯)                               |                              | 外來(個人)                  | 外來+入院(世帯)                                 |
| 現役並み所得者<br>(標準報酬の月額<br>28万円以上) | 44,400円     | 80,100円+(総医療費-267,000円)×1%<br>(44,400円) | 現役並み所得者<br>(標準報酬の月額<br>28万円以上) | 57,600円                 | 80,100円+(総医療費-267,000円)×1%<br>(44,400円) | 現役並み所得者                      | 標準報酬の月額<br>83万円以上       | 252,600円+(総医療費-842,000円)×1%<br>(140,100円) |
| 一般<br>(標準報酬の月額<br>28万円未満)※     | 12,000円     | 44,400円                                 | 一般<br>(標準報酬の月額<br>28万円未満)※     | 14,000円<br>(年間14.4万円上限) | 57,600円<br>(44,400円)                    |                              | 標準報酬の月額<br>53～83万円未満    | 167,400円+(総医療費-558,000円)×1%<br>(93,000円)  |
| 低所得Ⅱ<br>(市町村民税非課税者等)           | 8,000円      | 24,600円                                 | 低所得Ⅱ<br>(市町村民税非課税者等)           | 8,000円                  | 24,600円                                 |                              | 標準報酬の月額<br>28～53万円未満    | 80,100円+(総医療費-267,000円)×1%<br>(44,400円)   |
| 低所得Ⅰ<br>(低所得Ⅱのうち一定の基準に満たない方)   |             | 15,000円                                 | 低所得Ⅰ<br>(低所得Ⅱのうち一定の基準に満たない方)   |                         | 15,000円                                 | 一般<br>(標準報酬の月額<br>28万円未満)    | 18,000円<br>(年間14.4万円上限) | 57,600円<br>(44,400円)                      |
|                                |             |   |                                |                         |   | 低所得Ⅱ<br>(市町村民税非課税者等)         | 24,600円                 |   |
|                                |             |   |                                |                         |   | 低所得Ⅰ<br>(低所得Ⅱのうち一定の基準に満たない方) | 8,000円                  | 15,000円                                   |

※収入の合計額が、70歳以上の被扶養者がいる場合は520万円未満、いない場合は383万円未満の場合を含みます。

## 柔道整復師(接骨院・整骨院)の施術内容について調査にご協力ください

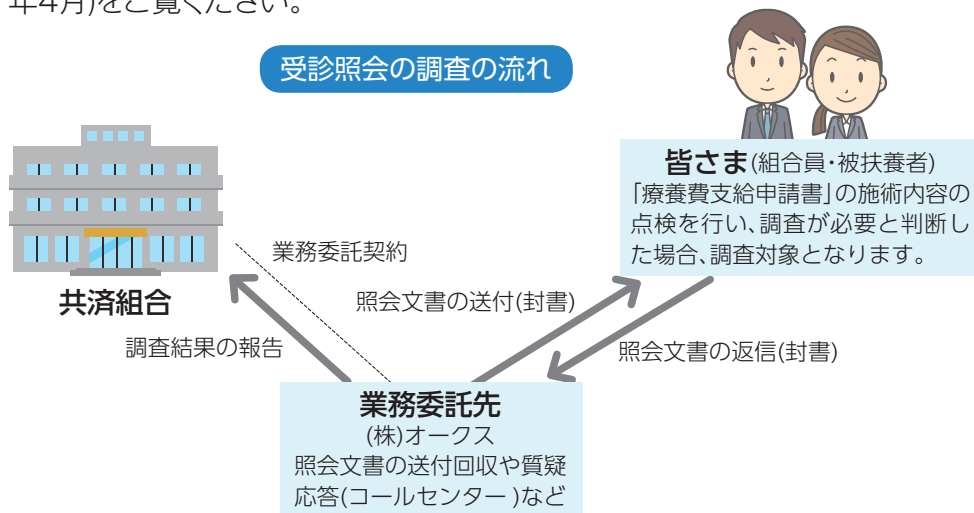
共済組合においては、医療費適正化の一環として、組合員及び被扶養者の皆さまに柔道整復師等からの施術に関する受診照会の調査を行っています。

照会文書が届きましたらご回答・ご返信いただきますよう、ご協力をお願いします。

柔道整復師等のかかり方については、ひょうご共済No.178(平成29年4月)をご覧ください。

- 照会内容**
- ① 負傷部位
  - ② 負傷年月日・負傷原因
  - ③ 日数及び回数(同月)
  - ④ 連月での施術
  - ⑤ その他請求内容の妥当性

### 受診照会の調査の流れ



**【業務委託先】**  
株式会社オークスと業務委託契約を締結しています。委託する業務内容は、施術内容の点検、質疑応答(コールセンター)、照会文書の送付回収等です。

**【個人情報の取扱い】**  
受診照会により知り得た個人情報は、柔道整復師療養調査に使用し、他の目的には一切使用しません。

# 保健課からのお願い

## 結婚等で改姓された方へ!

結婚等で氏名が変更となられた場合、組合員証等の改姓手続きを行う必要がありますので、勤務先の共済組合事務担当課を通じて「共済組合員申告書」により氏名異動の手続きを行ってください。

また、共済組合からの給付金等受取口座として指定されている金融機関において、口座名義の変更も行っていただきますようお願いいたします。変更手続きがお済みでない場合、附加給付などの給付金の送金が正しく行えないことがあります。



## 住所が変わった場合には届出を!

引越し等で住所が変更になった場合は、勤務先の共済組合事務担当課を通じて「共済組合員申告書」により住所変更の手続きを行ってください。

また、被扶養配偶者の方も同時に住所変更される場合は、国民年金第3号被保険者に係る住所変更届の提出もお願いいたします。

なお、組合員の方と被扶養配偶者の方の住所が異なる場合等は、被扶養配偶者の方の別居先住所を「被扶養者申告書」により届け出てください。



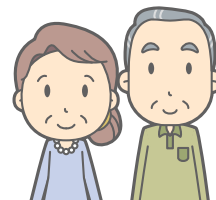
## 給付金等受取口座の再確認を!

共済組合からの附加給付などの給付金は、組合員の方から申告していただいた指定口座に送金しています。金融機関の店舗の統廃合等により口座番号に変更が生じた場合は、速やかに勤務先の共済組合事務担当課を通じて「共済組合員申告書」により口座変更の手続きを行ってください。

また、給付金等受取口座は、特別な事情がない限り解約しないようお願いいたします。

## 後期高齢者医療制度へ移行される方へ!

後期高齢者医療制度へ移行される75歳になられた方は、「被扶養者申告書」による取消申告をしていただく必要はありませんが、組合員被扶養者証及び高齢受給者証は、勤務先の共済組合事務担当課を通じてご返却ください。



## ジェネリック医薬品を活用しましょう!!

ジェネリック  
医薬品を詳しく  
知りたい、ここが  
わからない...

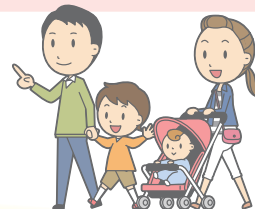
そんな時は、ジェネリック医薬品の情報サイト等を利用してみましょう!

- 医薬品医療機器総合機構(くすり相談窓口) .....03-3506-9457
- 日本薬剤師会(くすり相談窓口) .....03-3353-2251
- かんじゃさんの薬箱 .....<http://www.generic.gr.jp/>

ご存じですか？

3歳未満の子の

# 養育特例



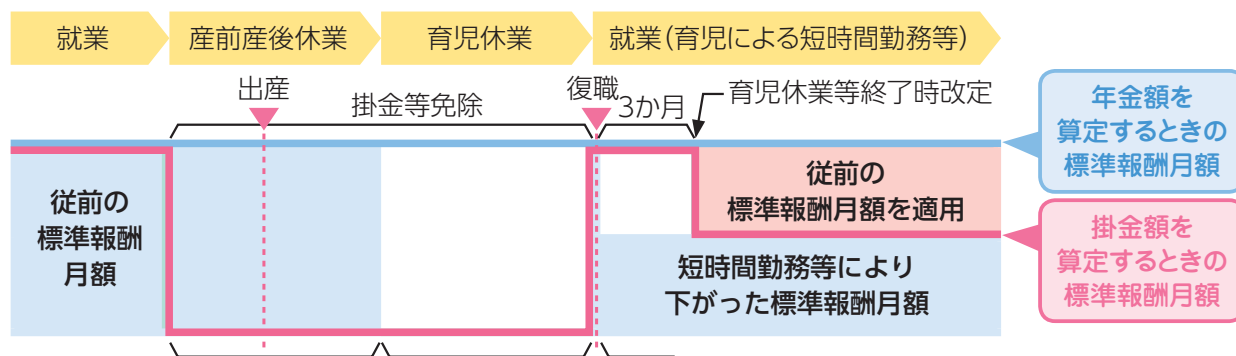
平成29年9月で、養育特例開始から2年が経過します。

遡及適用期間を過ぎてしまいますと措置が受けられなくなってしまいますので、申出がまだの方はご注意ください。

3歳未満の子を養育している組合員の標準報酬月額が、養育期間前の標準報酬月額(従前標準報酬月額)を下回る場合、共済組合に申出をすることで、年金額が従前の標準報酬月額で計算されます。

この特例は、育児短時間勤務などの勤務形態の期間中、報酬が低くなったことにより、将来の厚生年金保険給付や退職等年金給付(年金払い退職給付)が低くなることを避けるための措置であることから、短期給付の算定の基礎となる標準報酬月額には適用されません。

## 養育特例のイメージ



## 1 養育特例の対象となる方

3歳未満の子と同居し、養育している組合員

### ●養育特例の対象についての留意事項

- 育児休業等を取得していない方も対象となります。
- 父母どちらにも適用されます。

\*申出が遅れ、申出日より前に養育期間がある場合、養育期間のうち申出日が属する月の前月までの2年間について、遡って適用を受けられます。

\*平成27年9月30日以前に養育特例の要件に該当している場合は、平成27年10月1日から養育特例の適用を受けられます。

## 2 養育特例を受けることができる期間

3歳に満たない子を養育することとなった日の属する月から、養育を終了した日(下記のいずれかに該当した日)の翌日の属する月の前月までの期間

### ●養育を終了した日とは

1. 養育している子が3歳に達したとき
2. 組合員が死亡したとき、又は退職したとき
3. 他の3歳に満たない子(養育特例を受けることとなる子)を養育することとなったとき

4. 子が死亡したとき、又は子を養育しないこととなったとき
5. 育児休業等(掛金免除)を開始したとき
6. 産前産後休業(掛金免除)を開始したとき
7. 組合員が70歳に到達したとき

## 3 養育特例の申出等の方法

養育特例の適用を受けるとき、又は養育特例の適用が終了したときには、勤務先の共済組合事務担当課経由で、下記の書類を提出してください。

### ●養育特例の適用を受けるとき

- 養育期間標準報酬月額特例申出書
- 戸籍謄本又は子の戸籍抄本(続柄が確認できるもの)
- 世帯全員の住民票

### ●養育特例の適用が終了したとき

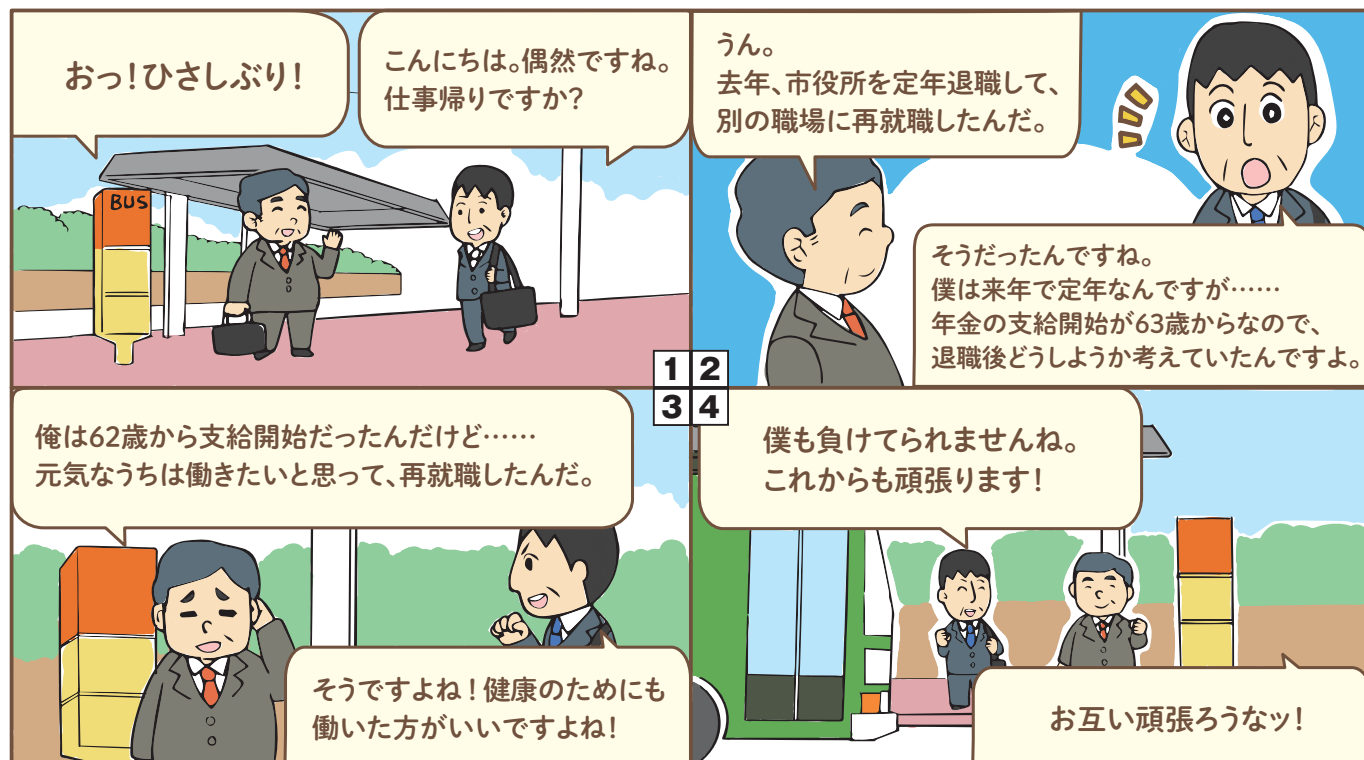
(上記②の3、4、5、6に該当したとき)

- 養育期間標準報酬月額特例終了届出書

\*上記②の1、2、7の理由による場合、届出書提出は不要です。



# 60歳以降に支給される老齢厚生年金



本来、老齢厚生年金は65歳から支給開始となっておりますが、昭和36年4月1日(特定消防組合員は昭和42年4月1日)以前に生まれた方には特別支給の老齢厚生年金があります。生年月日に応じて支給開始年齢が変わりますので、18ページをご覧ください。

支給開始年齢が近づくと年金の請求書が届きますので、請求手続きを忘れないようお願いします。

## 支給要件

### ■ 老齢厚生年金

被保険者(組合員)期間を有した者が、次の条件を満たした場合に支給されます。

- 1 65歳以上であること
  - 2 被保険者(組合員)期間等が25年以上あること
- ※1 昭和31年4月1日以前に生まれた方には、受給資格期間の短縮措置があります。
- ※2 平成29年8月1日からは被保険者期間が10年に短縮されます。

### ■ 老齢基礎年金

次に掲げる期間等を合算した期間が25年以上あり65歳以上に達したときに支給されます。

- 1 保険料納付済期間(被用者年金制度の加入期間で昭和36年4月1日以後の期間を含む)
- 2 保険料免除期間
- 3 改正前の国民年金制度に任意加入できていた期間で任意加入しなかった期間(昭和61年3月31日以前の組合員の被扶養配偶者であった20歳以上60歳未満の期間など)、任意加入被保険者が保険料納付を行わなかった期間
- 4 昭和36年4月1日以前の旧通算年金通則法に規定する通算対象期間



老齢厚生年金・老齢基礎年金の支給開始年齢

| 一般組合員                                 | 特定消防組合員 <sup>※1</sup>                 | 支給時期のイメージ  |
|---------------------------------------|---------------------------------------|--|
| —                                     | 昭和34年<br>4月2日生<br>}<br>昭和36年<br>4月1日生 | <p>61歳 ← 特別支給の老齢厚生年金 → 65歳</p> <p>退職共済年金 (経過的職域加算額)   退職共済年金 (経過的職域加算額)</p> <p>報酬比例部分   老齢厚生年金</p> <p>老齢基礎年金</p> <p>加給年金額<sup>※2</sup></p> |
| 昭和30年<br>4月2日生<br>}<br>昭和32年<br>4月1日生 | 昭和36年<br>4月2日生<br>}<br>昭和38年<br>4月1日生 | <p>62歳   65歳</p> <p>退職共済年金 (経過的職域加算額)   退職共済年金 (経過的職域加算額)</p> <p>報酬比例部分   老齢厚生年金</p> <p>老齢基礎年金</p> <p>加給年金額<sup>※2</sup></p>               |
| 昭和32年<br>4月2日生<br>}<br>昭和34年<br>4月1日生 | 昭和38年<br>4月2日生<br>}<br>昭和40年<br>4月1日生 | <p>63歳   65歳</p> <p>退職共済年金 (経過的職域加算額)   退職共済年金 (経過的職域加算額)</p> <p>報酬比例部分   老齢厚生年金</p> <p>老齢基礎年金</p> <p>加給年金額<sup>※2</sup></p>               |
| 昭和34年<br>4月2日生<br>}<br>昭和36年<br>4月1日生 | 昭和40年<br>4月2日生<br>}<br>昭和42年<br>4月1日生 | <p>64歳   65歳</p> <p>退職共済年金 (経過的職域加算額)   退職共済年金 (経過的職域加算額)</p> <p>報酬比例部分   老齢厚生年金</p> <p>老齢基礎年金</p> <p>加給年金額<sup>※2</sup></p>               |
| 昭和36年<br>4月2日生<br>}                   | 昭和42年<br>4月2日生<br>}                   | <p>65歳</p> <p>退職共済年金 (経過的職域加算額)</p> <p>老齢厚生年金</p> <p>老齢基礎年金</p> <p>加給年金額<sup>※2</sup></p>  |

※1 特定消防組合員とは、退職時又は60歳時点まで引き続き20年以上、消防司令以下の消防職員として在職していた方をいいます。

※2 加給年金額は、一定の支給要件を満たした配偶者や子がいる場合に加算されます。

## 老齢厚生年金に係る加給年金額を受けられるとき

被保険者(組合員)期間等が20年以上ある方が本来支給の老齢厚生年金の受給権が発生したとき<sup>\*1</sup>から、その方によって生計を維持している<sup>\*2</sup>65歳未満の配偶者、18歳に達する日以後最初の3月31日に達していない子又は20歳未満で障害等級が1級もしくは2級に該当する障害の状態にある子がいるときは、加給年金額が加算されます。

※1 長期加入・消防特例等で特別支給の老齢厚生年金の定額部分がある方は、定額部分が発生したとき

※2 老齢厚生年金の受給権者と生計を共にしている方のうち、恒常的な収入金額が将来にわたって年額850万円(所得で655万5千円)未満と認められる方等です。なお、配偶者については、届け出をしていなくても、事実上婚姻関係と同様の事情にある方を含みます。

| 対象者 |            | 年齢制限  | 加給年金額      |
|-----|------------|---|------------|
| 配偶者 |            | 65歳未満の配偶者<br>(大正15年4月1日以前に生まれた配偶者には年齢制限はありません)                  | 224,300円   |
| 子   | 1人目<br>2人目 | 18歳に達する日以後最初の3月31日に達していない子<br>20歳未満で障害等級が1級もしくは2級に該当する障害の状態にある子 | 各 224,300円 |
|     | 3人目<br>以降  |   | 各 74,800円  |

(注)老齢厚生年金を受けている方の生年月日に応じて、配偶者の加給年金額に特別加算があります。

| 受給権者の生年月日           | 特別加算額    | 加給年金額の合計額 |
|---------------------|----------|-----------|
| 昭和9年4月1日以前          | 0円       | 224,300円  |
| 昭和9年4月2日～昭和15年4月1日  | 33,100円  | 257,400円  |
| 昭和15年4月2日～昭和16年4月1日 | 66,200円  | 290,500円  |
| 昭和16年4月2日～昭和17年4月1日 | 99,300円  | 323,600円  |
| 昭和17年4月2日～昭和18年4月1日 | 132,300円 | 356,600円  |
| 昭和18年4月2日以後         | 165,500円 | 389,800円  |

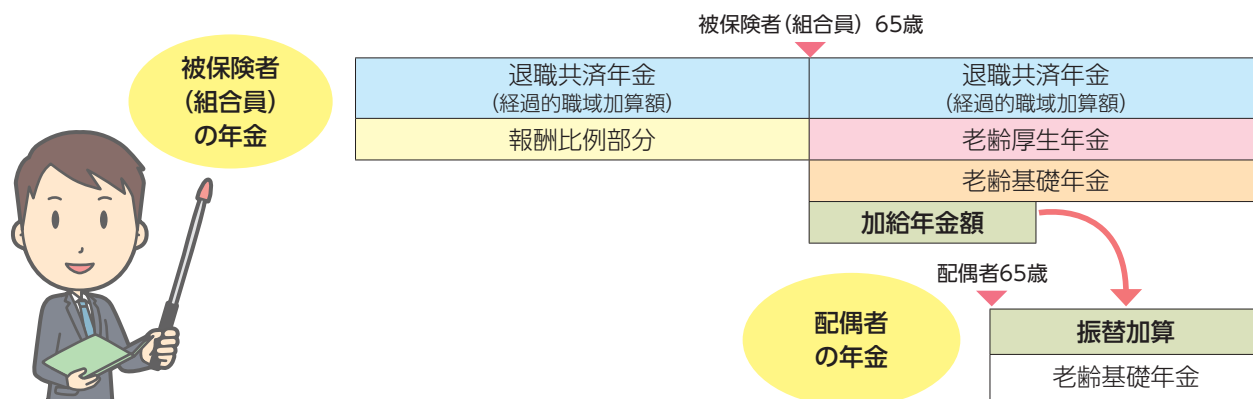
なお、配偶者が老齢厚生年金<sup>\*</sup>、退職共済年金<sup>\*</sup>、障害厚生年金、障害基礎年金、又は障害共済年金等を受けている場合は、配偶者の加給年金額は支給停止されます。

※ 被保険者期間が20年以上あるものが対象となります。また、それぞれの被保険者期間を合算して20年以上となる老齢厚生年金又は退職共済年金も対象となります。

## 振替加算

被保険者(組合員)であった方が受けている老齢厚生年金や障害厚生年金に加算されている加給年金額の対象になっている配偶者が65歳になると、支給されていた加給年金額はなくなります。このとき、配偶者が老齢基礎年金を受けられる場合には、一定の基準により配偶者自身の老齢基礎年金に加算されます。これを振替加算といいます。

なお、昭和41年4月2日以後に生まれた方には、この振替加算はありません。



平成28年度

## 健診結果に基づく「重症化予防のための受診勧奨」実施結果

平成28年7月1日発行のひょうご共済(No.175)でお知らせしましたとおり、「短期財政安定化計画(データヘルス計画第1期)」に基づき、疾病の早期予防及び重症化を防止することにより医療費を抑制し、加えて組合員の健康寿命の延伸を推進することを目的とした「重症化予防のための受診勧奨」を実施しました。

### 受診勧奨を行った対象者 299人

健診結果が右表の基準値いずれかひとつでも該当する場合であって、健診受診月以降に医療機関での受診が確認できない組合員(40歳以上75歳未満の被保険者)

| 検査項目       | 受診勧奨基準値      |
|------------|--------------|
| 空腹時血糖      | 126 mg/dl 以上 |
| HbA1c      | 6.5 % 以上     |
| 最高血圧 (収縮期) | 160 mmHg 以上  |
| 最低血圧 (拡張期) | 100 mmHg 以上  |

### 実施方法

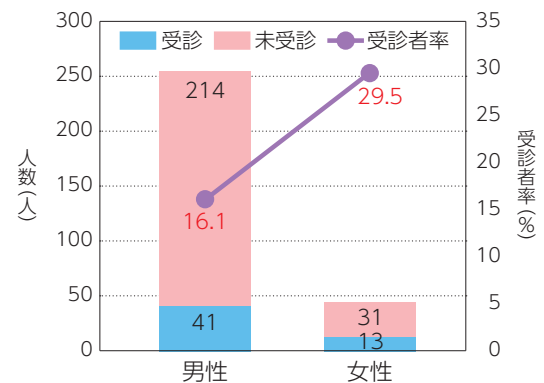
平成28年9月に手紙による受診勧奨を実施し、平成28年9月から平成28年11月までの医療機関への受診の有無を調査しました。

### 実施結果

#### 1) 男女別の受診勧奨の種類と受診状況

受診勧奨対象者299人のうち、受診が確認できた人数は54人で、受診者数の割合(以下、「受診者率」という)は18.1%でした。

男女別にみると、女性の受診者率は男性より2倍程度高く、対象者の85%を占める男性の受診者率の向上が課題となりました。

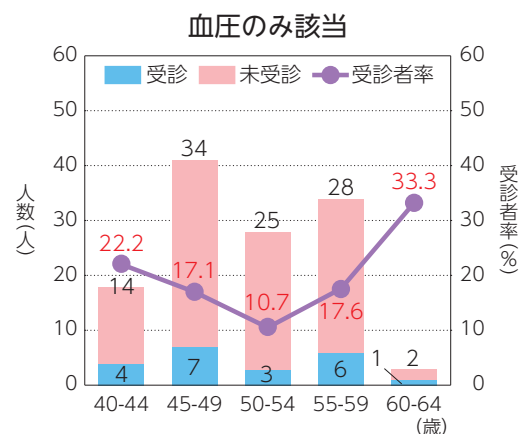


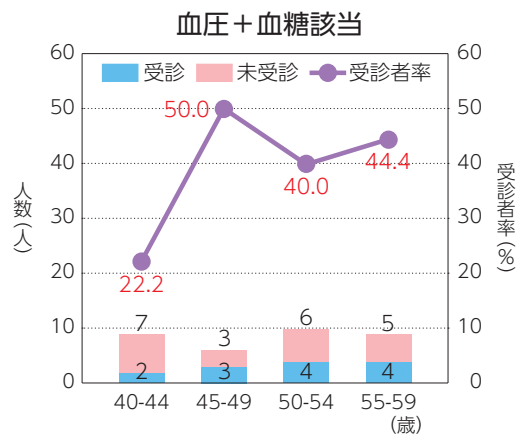
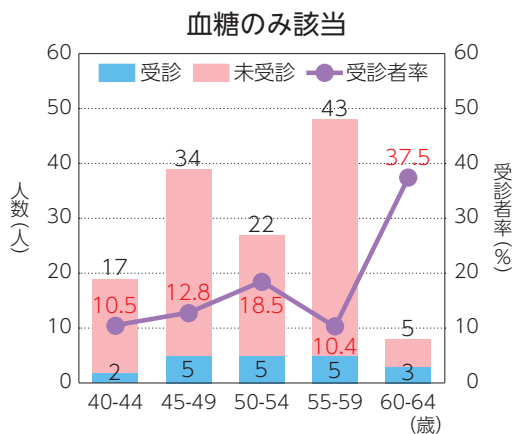
#### 2) 該当項目別と年齢階級別の受診行動

該当項目別、年齢階級別に受診者率をみますと、血圧のみでは50-54歳までは年齢の上昇とともに受診者率が低くなり、その後は年齢の上昇とともに受診者率も増加しています。

血糖のみでは、55-59歳の対象者数が多く、かつ受診者率が低い点が全体の受診者率を押し下げている要因となっています。

血圧+血糖では、40-44歳の受診者率が低くなっています。





平成29年度も実施します！

## 健診結果に基づく「重症化予防のための受診勧奨」

本組合では「短期財政安定化計画(データヘルス計画第1期)」に基づき、疾病の早期予防及び重症化を防止することにより医療費を抑制し、加えて組合員の健康寿命の延伸を推進することを目的とした「重症化予防のための受診勧奨実施要領」を策定しました。

特定健診等(以下、「健診」とする。)の結果に厚生労働省「標準的な健診・保健指導プログラム【改訂版】」における「受診勧奨判定値」を参考に、医療機関の受診が認められない組合員(40歳以上75歳未満の被保険者)を対象として、受診勧奨通知を平成29年9月に送付します。

### 受診勧奨を行う対象者

健診結果が右表の基準値いずれかひとつでも該当する場合であって、健診受診月以降に医療機関での受診が確認できない組合員(40歳以上75歳未満の被保険者)を対象とします。

| 検査項目       | 受診勧奨基準値       |
|------------|---------------|
| 空腹時血糖      | 126 mg/dl 以上  |
| HbA1c      | 6.5 % 以上      |
| 最高血圧 (収縮期) | 160 mmHg 以上   |
| 最低血圧 (拡張期) | 100 mmHg 以上   |
| LDLコレステロール | 180 mg/dl 以上  |
| 中性脂肪       | 1000 mg/dl 以上 |

### 所属所との連携・協働

組合員の健康づくりや疾病予防、重症化予防等データヘルスの実施に係る取組に関しては、所属所との連携・協働の推進が求められています。

生活習慣病リスク保有者を所属所においても把握することで、効果的かつ効率的な健康管理ができることから、健康情報の有効的な活用に関する政府方針や個人情報の保護に関する詳細な取扱いを斟酌した上で、健康情報の共同利用のあり方について今後検討をすすめます。

### 個人情報の取扱いについて

上記の事務を実施するにあたり、個人情報の保護については、「個人情報の保護に関する法律」等の各種法令、「地方公務員共済組合における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン」並びに兵庫県市町村職員共済組合個人情報の保護に関する規程(平成17年3月31日規程第34号)及び兵庫県市町村職員共済組合個人情報の保護に関する規則(平成17年6月20日規則第18号)を順守し、個人情報の適正な取扱いに努めます。

平成  
29年度  
(後期)

# 健康セミナーのご案内

組合員及び被扶養者の健康保持・増進を目的として、健康セミナーを開催いたします。

今年度は、6月から8月を前期、9月から11月を後期として、各月に生活習慣・運動習慣の改善、ヘルスケアに関するセミナーを実施いたします。

誰もがすぐに取り組むことができる効果的で実践的な内容を予定しておりますので、是非ご参加ください。

9月

## ヨガ ～女性のココロとカラダを整える～

仕事や家事・育児にと何かと忙しい毎日にストレスを感じていませんか？

そんな女性たちの健康法として、ここ数年注目を浴びているのがヨガです。ヨガで用いる腹式呼吸により、血液循環がスムーズになると、体内の毒素や老廃物が浄化されやすくなります。さらには、自律神経の副交感神経が活発になりますので、心も含めた全身の緊張状態が緩和される効果もあります。

忙しい生活から離れて、心と体をリラックスさせましょう。

日 時 平成29年9月3日(日) 初心者向けクラス14:00～15:30  
経験者向けクラス16:00～17:30

### <初心者向けクラス>

これからヨガを始める方に、ヨガとはどのようなものなのかを分かりやすく解説していきます。ウォーミングアップから始まり、正しい姿勢、呼吸法をいくつか実践していき、基礎的なアサナ(ポーズ)を1つ1つ丁寧に紹介していきます。

体力に自信のない方や身体が硬い方でも安心してご参加いただける内容となっています。

### <経験者向けクラス>

ヴィンヤサスタイル(呼吸と動作を連動する)のヨガクラスです。反動を使わずゆっくりとポーズとポーズを繋げて動いていきます。

呼吸が深まり、体幹(体の軸、インナーマッスル)部分を強化でき、柔軟性も向上します。身体の内から温まり、汗を流すことでストレス解消！レッスン後の爽快感は抜群です。

出来る出来ないにこだわらず、気持ちよく身体を動かすことを重視した、運動量が多めの内容となっています。

|       |                               |
|-------|-------------------------------|
| 会 場   | Kirari西宮店 西宮市田中町5-10 (NSビル3階) |
| 募集人数  | 各クラス20名                       |
| 参加費用  | 無料                            |
| 募集対象者 | 組合員・被扶養者【女性限定】                |
| 申込締切日 | 平成29年7月31日(月) 共済組合必着          |
| そ の 他 | 動きやすい服装でお越しください。(更衣室の利用可)     |



10月

## カヌー(カヤック)体験教室 ~円山川の素晴らしい自然に触れてみよう~

豊かな自然に囲まれた穏やかな流れの円山川のほとりで、のんびりゆったりカヌー（1人から3人乗り）を漕いでみませんか？

安定性のあるカヌーを使用し、インストラクターが親切丁寧に指導してくれますので、初めての方でも、安心して体験していただくことができます。ご家族・職場の仲間をお誘いのうえご参加いただき、水辺からでしか見られない景色を楽しみましょう。

|       |                                     |
|-------|-------------------------------------|
| 日 時   | 平成29年10月14日(土) 13:00 ~ 15:00        |
| 会 場   | 兵庫県立円山川公苑 豊岡市小島1163                 |
| 募集人数  | 30名                                 |
| 参加費用  | 無料                                  |
| 募集対象者 | 組合員・被扶養者                            |
| 申込締切日 | 平成29年9月8日(金) 共済組合必着                 |
| その他   | 動きやすく濡れても良い服装でお越しください。<br>(更衣室の利用可) |



11月

## 登山教室 ~森林浴の癒し効果で心身をリフレッシュ!~

毎年ご好評をいただいております 好日山荘登山学校校長 加藤 智二 先生による登山教室を今年も開催します。

今回は、谷上駅を出発し、神戸市立森林植物園や再度公園を經由して、元町駅周辺をめざすコース(約15km)を予定しています。標高差も少なく、比較的歩きやすいコースとなっていますので、初心者の方にもオススメです。

登山の基礎知識を学びながら、ゆっくりと森林浴を満喫しましょう。

|       |   |
|-------|---|
| 日 時   | 平成29年11月25日(土) 9:30 ~ 17:00               |
| 集合場所  | 北神急行・神戸電鉄、「谷上駅」北口ロータリー                    |
| 募集人数  | 30名                                       |
| 参加費用  | 無料 ※昼食・飲み物等をご持参ください。                      |
| 募集対象者 | 組合員・被扶養者                                  |
| 申込締切日 | 平成29年10月20日(金) 共済組合必着                     |
| その他   | 神戸市立森林植物園には入園しません。<br>登山に適した服装・靴でお越しください。 |



### 各セミナー共通事項

参加費用▶無料

申込み方法▶『平成29年度健康セミナー(後期)』の申込用紙は共済組合のHPからダウンロードしてください。勤務先の共済組合事務担当課、各共済施設等にも設置しています。申込書に必要事項をご記入のうえ、共済組合福祉課まで郵送又は勤務先の共済組合事務担当課へお渡しください。申込み多数の場合は抽選となり、抽選結果は申込者全員に通知いたします。

## 育児誌のご案内

お子様の成長に合わせた子育てに関する情報を掲載した月刊誌「赤ちゃん和妈妈」を1年間ご自宅にお送りします。初回は、生後1年間の基本的な育児知識を掲載した「お誕生号」、病気の症状別に家庭ですでできる処置をまとめた「お医者さんにかかるまでに」、雑誌が14冊まで収納できる「保存用ファイル」を併せてお送りします。



|      |   |
|------|---|
| 対象者  | 次の①②のいずれかの条件を満たされる方<br>①出産費又は家族出産費を受けることができる組合員(任意継続組合員を含みます。)<br>②1歳未満の子を扶養している組合員 |
| 申込方法 | 勤務先の共済組合事務担当課にお申し出ください。   |
| 費用   | 無料(共済組合で負担します)  |
| 送付方法 | 赤ちゃん和妈妈社よりご自宅に直接お送りします。   |

## 特定保健指導を職場でも実施しています!

今年度も特定保健指導を実施するにあたり、一部の所属所へ共済組合が保健師の派遣を行います。このことにより、職場で特定保健指導を受けることが可能になります。お手元に案内が届きましたら、是非ご利用ください。

特定保健指導とは、職場での定期健診や人間ドック等の健診結果により生活習慣病の前段階であるメタボのリスクのある方を選定し、医師や保健師など専門家からアドバイスを受けながら生活習慣の改善を行うプログラムです。

メタボのリスクが出てきた方には動機付け支援、よりリスクの高い方には積極的支援と、リスクに応じた支援を行います。

放置していると糖尿病や脂質異常症などの生活習慣病へ重症化する可能性がありますので、特定保健指導は必ず利用するようにしましょう。



## 新規資格取得の組合員の皆さまへ

### 家庭用救急箱セットを配付します!

平成28年4月2日から平成29年4月1日までの間に、初めて組合員の資格を取得された方を対象に、家庭用救急箱セットを勤務先の共済組合事務担当課を通じて無料で配付します。

※継続長期組合員(退職派遣者)、任意継続組合員及び所属所間での異動により資格取得された方は除きます。

8月  
下旬頃



### ◆指定宿泊施設に関するお知らせ

|    |                          |          |                             |                  |
|----|--------------------------|----------|-----------------------------|------------------|
| 閉館 | 平成30年3月31日               | レイクサイド入鹿 | 〒484-0024<br>愛知県犬山市字喜六屋敷118 | TEL 0568-67-3811 |
| 休館 | 平成29年9月1日～<br>平成30年4月30日 | 黒潮荘      | 〒296-0004<br>千葉県鴨川市貝渚2565   | TEL 04-7092-2205 |

### ◆指定山の家に関するお知らせ

|  |                    |      |                          |                  |
|--|--------------------|------|--------------------------|------------------|
|  | 平成29年3月31日<br>契約解除 | 但馬楽座 | 〒667-0131<br>兵庫県養父市上野299 | TEL 079-664-1000 |
|--|--------------------|------|--------------------------|------------------|



# 短期人間ドック・脳ドック利用助成対象外の方に朗報!

昨年に引き続き、短期人間ドック・脳ドックの利用助成対象外の方に特別料金(助成対象者について共済組合と検診機関との契約料金)にて契約検診機関を利用いただけます。

※ 40～75歳の方については、共済組合が検診機関から特定健康診査に関する健診結果データの提供を受けることを了承(同意)される方に限ります。

## 1 短期人間ドック・脳ドックの利用助成対象外の方とは…

※ 35歳未満の組合員、被扶養者(40歳以上の被扶養配偶者を除きます。)

※ 任意継続組合員は除きます。

## 2 申込方法等

- ① 電話にて検診機関へ直接申し込みしてください。その際に兵庫県市町村職員共済組合の利用者であることを告げ、氏名、生年月日、保険者番号、記号番号、ドック利用助成対象外であることを申し出てください。
- ② 当日、受付で組合員証等を提示してください。
- ③ 検診終了後、利用者が利用料金を全額検診機関へお支払いください。

## 3 契約検診機関・利用料金

平成29年4月1日現在

| 地域    | コード                   | 施設名                                | 予約TEL        | コース     | 検査費用          | 脳ドックオプション |         |
|-------|-----------------------|------------------------------------|--------------|---------|---------------|-----------|---------|
| 神戸市   | 1366                  | ホテルオークラ<br>神戸クリニック(中央区)            | 078-335-2410 | 1日      | 43,200円       | 34,560円   |         |
|       |                       |                                    |              | 1泊2日    | 65,880円       |           |         |
|       |                       |                                    |              | 脳単独     | 34,560円       |           |         |
|       | 1345                  | 神鋼記念病院附属<br>新神戸ドック健診クリニック<br>(中央区) | 078-261-6736 | 1日      | 45,900円       | 21,600円   |         |
|       |                       |                                    |              | 1泊2日    | 69,660円       |           |         |
|       |                       |                                    |              | 通院2日    | 56,050円       |           |         |
|       | 1349                  | 予防医学協会<br>健診センター(灘区)               | 078-855-2730 | 1日      | 38,000円       |           |         |
|       |                       |                                    |              | 1泊2日    | 61,800円       |           |         |
|       | 1302                  | 川崎病院<br>健診センター(兵庫区)                | 078-511-3621 | 1日      | 35,640円       | 25,920円   |         |
|       |                       |                                    |              | 1泊2日    | 63,720円       |           |         |
|       | 1303                  | 丸山病院<br>(長田区)                      | 078-642-1131 | 1日      | 39,960円       |           |         |
|       |                       |                                    |              | 1泊2日    | 60,480円       |           |         |
| 通院2日  |                       |                                    |              | 51,840円 |               |           |         |
| 1301  | 神戸掖済会病院<br>(垂水区)      | 078-781-7811                       | 1日           | 38,730円 | 22,470円       |           |         |
|       |                       |                                    | 1泊2日         | 66,900円 |               |           |         |
| 姫路市   | 1333                  | 姫路愛和病院                             | 079-234-1391 | 1日      | 38,260円       | 27,000円   |         |
|       |                       |                                    |              | 1泊2日    | 57,600円       |           |         |
|       |                       |                                    |              | 通院2日    | 49,370円       |           |         |
| 相生市   | 1317                  | 相生市民病院                             | 0791-22-7126 | 1日      | 37,500円       |           |         |
| 淡路市   | 1340                  | 高山クリニック                            | 0799-60-2055 | 1日      | 36,000円       |           |         |
|       |                       |                                    |              | 通院2日    | 47,000円       |           |         |
| 洲本市   | 1368                  | 洲本伊月病院                             | 0799-26-0771 | 1日      | 35,000円       | 25,000円   |         |
|       |                       |                                    |              | 1泊2日    | 60,000円       |           |         |
|       |                       |                                    |              | 脳単独     | 35,000円       |           |         |
| 南あわじ市 | 1330                  | 平成病院                               | 0799-42-6864 | 1日      | 31,860円       |           |         |
|       |                       |                                    |              | 1泊2日    | 59,400円       |           |         |
|       |                       |                                    |              | 通院2日    | 47,520円       |           |         |
| 大阪市   | 1331                  | 大野クリニック<br>(中央区)                   | 06-6213-7230 | 1日      | 42,000円       | 35,640円   |         |
|       |                       |                                    |              | 1泊2日    | 64,050円       |           |         |
|       |                       |                                    |              | 通院2日    | 52,500円       |           |         |
|       |                       |                                    |              | 脳単独     | 56,160円       |           |         |
|       | 1354                  | 帝国ホテルクリニック<br>(北区)                 | 06-6881-4000 | 1日      | Cコース 44,280円  |           |         |
|       |                       |                                    |              |         | Hコース 135,000円 |           |         |
|       |                       |                                    |              |         | Bコース 66,960円  |           |         |
|       |                       |                                    |              |         | Aコース 97,200円  |           |         |
|       | 1356                  | 淀川キリスト教病院<br>(東淀川区)                | 06-6324-6530 | 1泊2日    | Sコース 153,576円 |           |         |
|       |                       |                                    |              |         | 1日            |           | 44,280円 |
|       |                       |                                    |              |         | 1泊2日          |           | 71,280円 |
|       |                       |                                    |              |         | 脳単独           |           | 64,800円 |
| 1369  | 住友生命総合健診システム<br>(淀川区) | 06-6304-8141                       | 1日           | 44,820円 | 32,400円       |           |         |
|       |                       |                                    | 1泊2日         | 63,720円 |               |           |         |

# 福祉課からのお願い

## 組合員貯金払戻請求書を提出される時は

- ① 届出印以外を押されますと印鑑相違で払戻ができませんのでご注意ください。
- ② 届出印は、にじんだり、かすれたりしないようにはっきりと押してください。届出印との確認ができない場合は、差し替えをお願いしています。
- ③ 払戻請求額は、前月末現在の貯金残高により、その範囲内をお願いします。解約の場合、その貯金について非課税貯蓄申告をしている方は、必ず「非課税貯蓄廃止申告書」を併せて提出してください。

なお、解約月には定例積立及び臨時積立はできませんので、ご注意ください。



## 5月に配付した特定健康診査受診券をご自宅へお持ち帰りください

毎年5月に交付対象者(40歳以上75歳未満の被扶養者)の方宛ての特定健康診査受診券を交付しております。職場を通じて配付していますので、受け取られた組合員の方はご自宅へ持ち帰っていただき、必ずご家族の方へお渡しください。

紛失等で受診券が見当たらない場合は再交付しますので、勤務先の共済組合事務担当課へご連絡ください。



## 公務出張の際には指定宿泊施設(海・山の家含む)の利用助成券は使用できません

指定宿泊施設(海・山の家含む)の利用助成は、組合員及び被扶養者の保養と健康保持増進のための制度です。公務による出張は利用助成の対象とはなりませんので、あらかじめご了承ください。



## 子宮頸がん検診助成を申し込まれた方へ

5月から6月にかけて募集を行いました、子宮頸がん検診助成については8月中旬ごろに申込者の自宅へ直接、検体採取器具等が送付されます。

申込者のうち、ご自身の都合により受検されない場合は、採取器具代を請求することになりますので必ず受検するようにしてください。

なお、妊娠・病気等により受検されない場合はキャンセル扱いとし、器具代は請求しませんので、共済組合福祉課(078-321-0311)までご連絡ください。



年利  
(半年複利)  
**0.9%**

# 貯金払戻日カレンダー

●印は、払戻日で送金をする日です。●印は、払戻請求書の共済組合の受付締切日です。

※勤務先での受付締切日は、勤務先の共済組合事務担当課にご確認ください。※共済貯金はペイオフの対象外です。

| 平成29年 7月 July |     |     |    |     |     |    | 8月 August    |     |     |     |     |     |    | 9月 September |     |    |     |     |     |    |   |
|---------------|-----|-----|----|-----|-----|----|--------------|-----|-----|-----|-----|-----|----|--------------|-----|----|-----|-----|-----|----|---|
| 日             | 月   | 火   | 水  | 木   | 金   | 土  | 日            | 月   | 火   | 水   | 木   | 金   | 土  | 日            | 月   | 火  | 水   | 木   | 金   | 土  |   |
|               |     |     |    |     |     | 1  |              |     | 1   | 2   | ●3  | 4   | 5  |              |     |    |     |     |     | 1  | 2 |
| 2             | 3   | ●4  | 5  | 6   | 7   | 8  | 6            | 7   | 8   | 9   | ●10 | 11  | 12 | 3            | ●4  | 5  | 6   | 7   | 8   | 9  |   |
| 9             | 10  | ●11 | 12 | ●13 | 14  | 15 | 13           | ●14 | 15  | 16  | 17  | 18  | 19 | 10           | ●11 | 12 | ●13 | 14  | 15  | 16 |   |
| 16            | 17  | 18  | 19 | 20  | ●21 | 22 | 20           | ●21 | 22  | 23  | ●24 | 25  | 26 | 17           | 18  | 19 | 20  | ●21 | ●22 | 23 |   |
| 23            | ●24 | 25  | 26 | 27  | 28  | 29 | 27           | 28  | 29  | 30  | ●31 | 24  | 25 | 26           | 27  | 28 | ●29 | 30  |     |    |   |
| 30            | ●31 |     |    |     |     |    |              |     |     |     |     |     |    |              |     |    |     |     |     |    |   |
| 10月 October   |     |     |    |     |     |    | 11月 November |     |     |     |     |     |    | 12月 December |     |    |     |     |     |    |   |
| 日             | 月   | 火   | 水  | 木   | 金   | 土  | 日            | 月   | 火   | 水   | 木   | 金   | 土  | 日            | 月   | 火  | 水   | 木   | 金   | 土  |   |
| 1             | 2   | 3   | 4  | 5   | 6   | 7  |              |     |     | 1   | ●2  | 3   | 4  |              |     |    |     |     |     | 1  | 2 |
| 8             | 9   | 10  | 11 | 12  | ●13 | 14 | 5            | 6   | 7   | 8   | 9   | ●10 | 11 | 3            | ●4  | 5  | 6   | 7   | 8   | 9  |   |
| 15            | 16  | 17  | 18 | 19  | ●20 | 21 | 12           | 13  | ●14 | 15  | 16  | 17  | 18 | 10           | ●11 | 12 | 13  | ●14 | 15  | 16 |   |
| 22            | 23  | ●24 | 25 | 26  | 27  | 28 | 19           | 20  | ●21 | ●22 | 23  | 24  | 25 | 17           | 18  | 19 | 20  | ●21 | 22  | 23 |   |
| 29            | 30  | ●31 |    |     |     |    | 26           | 27  | 28  | 29  | ●30 | 24  | 25 | 26           | 27  | 28 | 29  | 30  |     |    |   |
|               |     |     |    |     |     |    |              |     |     |     |     |     |    |              |     |    |     |     |     |    |   |

## 組合員貯金払戻請求の流れ

### 組合員

- 勤務先の共済組合事務担当課に共済組合の受付締切日を確認する。

**注意!** 組合員貯金払戻請求書は、勤務先の共済組合事務担当課を通じて、共済組合の受付締切日までに必着するように提出していただくことになっています。
- 届出印欄に押印した印が、共済組合に届出している印であることを確認する。

**注意!** 届出印以外の印を押印されますと払戻等ができません。届出印をご確認のうえ、にじんだり、かすれたりしないよう、しっかりと押印してください。
- 一部払戻の場合は、前月末の残高を確認し、その範囲内の金額で払戻請求する。

**注意!** 一部払戻の場合、前月末の残高までしか払戻できません。また全額払戻、解約の場合、払戻請求額の欄は空白のまま何も記入しないでください。
- 組合員貯金払戻請求書を勤務先の共済組合事務担当課に提出する。

### 勤務先の共済組合事務担当課

- 組合員から提出された組合員貯金払戻請求書の届出印欄に押印されている印が、共済組合に届出の印であることを確認する。
- 一部払戻の場合は、前月末残高の範囲内の払戻請求額であることを確認する。
- 共済組合の受付締切日までに必着するように送付する。

### 共済組合

- 共済組合の受付締切日までに受付を行った組合員貯金払戻請求書を審査し、払戻等の事務処理をする。
- 払戻日に組合員の登録口座に送金する。

問い合わせ先

兵庫県市町村職員共済組合 福祉課 TEL:078-321-0311 (直通)

## Money News

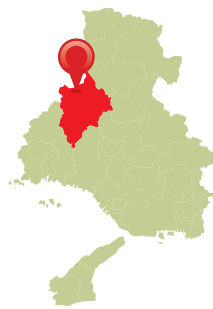
### 受入限度額について

受入限度額は3,000万円となっていますので、貯金残高が限度額を超える積み立てをすることはできません。限度額を超える積み立てをされた場合は、超過した金額を払戻していただくことになります。なお、決算利息組み入れにより、貯金残高が3,000万円を超えた場合は払い戻す必要はありませんが、新たに積み立てをすることは

できませんので、ご注意ください。

払い戻し及び積立額の変更手続きについては、勤務先の共済組合事務担当課を通じて行いますので、貯金残高が受入限度額を超えないよう、早めの手続きをお願いします。

# MY TOWN わが街紹介



## 宍粟市データ

(平成29年3月31日現在)

- 面積 658.54km<sup>2</sup>
- 人口 39,050人
- HPアドレス <http://www.city.shiso.lg.jp/>
- E-MAILアドレス [info@city.shiso.lg.jp](mailto:info@city.shiso.lg.jp)

## 宍粟市

### 人と自然が輝き みんなで創る 夢のまち

宍粟市は、鳥取県・岡山県と隣接した兵庫県中西部に位置し、県内最高峰の氷ノ山をはじめ1,000メートルを超える山々がそびえる、自然豊かで四季折々の美しい風景が楽しめるまちです。

市内には、数多くの史跡や神話・伝説が残り、奈良時代に編纂された「播磨国風土記」には、宍粟が日本酒発祥の地といわれる所以となった日本酒最古の記述も残されています。

また、市域の9割を占める広大な森林資源を利用して古くから地場産業が栄えてきました。近年は、宍粟の森林の心と体を癒す効果が科学的に認められ、県内で初めて「森林セラピー基地」の認定を受け、森林を基点とした新たな取り組みが始まっています。

ここでしかできない体験があなたを待っています。「森とともに生きるまち宍粟」にこの夏ぜひお越しください。



### 年中行事

30

|           |              |
|-----------|--------------|
| 4月中旬      | さつきマラソン      |
| 5月初旬      | 藤まつり         |
| 5月下旬      | 鮎釣り解禁        |
| 7月中旬～8月中旬 | 夏まつり         |
| 11月初旬     | いちのみやふるさとまつり |
| 11月下旬     | もみじまつり       |
| 12月中旬     | スキー場開き       |

### 特産品

#### ①宍粟牛

「宍粟牛」は、但馬牛の血統を受け継ぎ、自然豊かな宍粟の大地ですくすくと育った純正の黒毛和牛です。味はもちろん、色、艶、美味しさを醸し出す香りがミックスした高品質の霜降り肉で、美食家の舌をうならせる美味しさの極みをお届けします。



#### ②山陽盃酒造

関西で唯一の鉱山貯蔵庫「明壽蔵」を持ち、鉱山坑道内で熟成させることで、味により深みとまろやかさが醸し出されます。宍粟の名水とこだわりの酒米で醸造した「千年の藤」「華夜久」「楓のしずく」は、宍粟の特産品として限定醸造で販売しています。  
【☎0790-62-1010】



#### ③老松酒造

江戸中期に創業し、水の美しい宍粟市で日本酒を造っています。宍粟米夢錦を使った「米郷」や5年古酒「善次郎」も人気です。昔ながらの手造りで醸す寿恵広老松は絶品です。  
【☎0790-62-2345】



## 観光スポット



### ①音水湖カヌークラブ

音水湖カヌークラブはカヌーレンタルのほか、カヌーレッスンや音水湖のガイドツアーなども予約をすれば利用できます。湖なので大きな波が少なく、比較的流れのない水面で初心者でも安心です。

【☎0790-73-0336】



### ②原不動滝

ブナやモミなどの原生林に囲まれた清流が3段状になって、落差88mの岩肌を滑り落ちる姿はとても美しく荘厳な滝となっております。また、遊歩道が整備されているので、滝を眺望できる場所まで安全に行けます。「日本の滝100選」にも選ばれた名瀑で、近くには、温泉、キャンプ場・コテージ、りんご園、宿泊施設などもあり、1年を通じて多くの観光客で賑わいます。

【☎0790-75-2355】



### ③三室の滝

千古の昔から絶えることなく、豊かな水量で美しい姿を見せてくれる三室の滝は、幅12.5m、落差15.1mとそう高くはありませんが、岩肌を三筋に分かれて流れ落ち、一度滝壺へ落ちた水が2m以上跳ね上がるという非常に珍しい滝で、見る人に爽快感を与えてくれます。

【☎0790-64-0923】



### ④ブルーベリー

夏の訪れとともにブルーベリーの収穫が始まります。谷間を渡る澄んだ冷涼な空気と農家の愛情によって育てられた、アントシアニンを豊富に含んだ「しろう」の夏の果実です。ブルーベリー園は6月下旬から8月上旬の開園予定です。

【☎0790-75-3999】



## 温泉のリラクゼーションスポット(市内五温泉)

市内各地に点在している温泉施設。泉質を比べる“温泉めぐり”で身も心も癒されます。

- ・しろうよい温泉

【☎0790-63-2615】

- ・一宮温泉まほろばの湯

【☎0790-74-8164】

- ・波賀温泉「楓湯」

- ・東山温泉メイプルプラザ

- ・エーガイヤ温泉

【☎0790-75-2355】

【☎0790-75-2717】

【☎0790-76-8200】



## アクセス



### 【お車の場合】

- ・大阪方面から 約90分 中国自動車道吹田IC-山崎IC
- ・岡山方面から 約50分 中国自動車道津山IC-山崎IC



### 表紙の写真の説明

宍粟市は、兵庫県内で初の森林セラピー基地の認定地です。森林セラピーとは、森の中に身を置き、森を楽しみながら、森の中で歩行や運動、リラクゼーション、ライフスタイル指導を通して、森林のもつ癒し効果を心身の健康増進に生かす医学的効果のある取り組みです。



【(公財)しろう森林王国観光協会 ☎0790-64-0923】

## プレゼント

- ①揚げおかきセット……………5名様
- ②ブルーベリーワイン……………5名様
- ③特産品セット……………5名様



写真はいずれもイメージ

### ■応募方法

郵便はがきに、ご希望の物産名・郵便番号・住所・氏名・電話番号・勤務先・組合員証記号番号(組合員証に記載された記号と番号)・共済組合へのご要望やご意見を記入の上、下記へお送りください(②の応募は20歳以上の方限定とさせていただきます)。

平成29年6月1日から郵便はがきの料金が62円に変更になりましたのでご注意ください。

### ■締め切り

平成29年8月15日(火)消印有効

### ■プレゼント応募のあて先

〒650-0011 神戸市中央区下山手通4-16-3 兵庫県民会館 兵庫県市町村職員共済組合 総務課広報担当 宛

※当選は賞品の発送をもって発表といたします。また、当選されなかった方にも、「宍粟市観光パンフレット」を送付させていただきます。

※応募は、**組合員お一人につき1通**とさせていただきます。また、「クロスワードパズル」(34ページ)のゆめ春來宿泊券プレゼントとは応募が別になりますのでご注意ください。

### ■応募される方へお願い

《物産プレゼント》の応募はがきの中に、組合員証記号番号の記載をお願いしておりますのは、賞品等の発送に必要な事項の記入漏れ等のときに、ご本人の確認に使用させていただくためです。提供いただいた情報につきましては、本組合個人情報の保護に関する規程等に基づき、適切に管理しておりますのでご了承ください。これからもよりよい広報誌を作成していくため、ご意見・ご感想をお待ちしております。

### ■前回の応募数 148通

たくさんのご応募ありがとうございました。今回もたくさんのご応募をお待ちしております。



# きずなのご紹介

## 遺族附加年金事業

### ご加入内容の更新について



遺族附加年金事業『きずな』は平成29年7月1日に更新日を迎えます。  
ご加入の皆さまには所属所経由で「ご加入内容のお知らせ」をお配りしますので、  
ご加入内容のご確認をお願いします。

※「きずな」は団体保険のため、保険証券はありません。  
「ご加入内容のお知らせ」は1年間大切に保管をお願いします。

### 新規組合員の皆さまへ ～中途加入のご案内～

遺族附加年金事業『きずな』の中途加入手続きの時期が  
やってまいりました! 新規組合員の皆さまのところへ制度推進員が訪問し、  
制度内容説明をさせていただきますので、ご協力をお願いいたします。

※所属所によっては、訪問できない場合があります。



#### 中途加入スケジュール(予定)

8月～10月

新規組合員への説明訪問開始  
※制度推進員が職場にご説明とお手続きにお伺いします

10月中旬

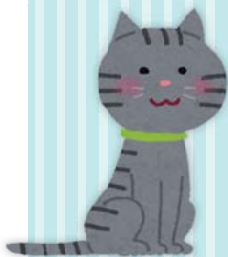
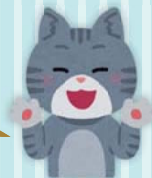
申込締切日

翌年  
1月1日

中途加入責任開始期(加入日)

## 主な「きずな」加入取り扱い制度

「きずな」だけでなく「総合医療保障コース」「重病克服支援コース」等の制度もあり、充実した医療の保障もあるから安心だね!



|                         |   |
|-------------------------|---|
| きずな                     | 死亡・高度障害、不慮の事故で入院・手術等の場合に備えて   |
| 総合医療保障コース<br>(基本型・セット型) | 病気やケガで入院・所定の手術等の場合に備えて  |
| 重病克服支援コース               | 所定の悪性新生物(がん)と診断確定されたとき、または急性心筋梗塞・脳卒中を発病して所定の状態になられたとき、もしくは所定の手術を受けられたときに備えて(主契約)また特約を付加した場合、7大疾病および、悪性新生物(がん)・上皮内新生物の治療費をサポート(7大疾病保障特約、がん・上皮内新生物保障特約) |
| 長期療養収入補償コース             | 病気やケガでの長期療養に備えて   |
| 団体傷害補償制度                | 傷害による死亡・入通院、日常生活での賠償責任を負った場合等に備えて   |
| 入院医療費支援制度               | 入院時の自己負担部分を軽減する短期給付の補完事業  |

## 退職後の制度について

### 「ご存じですか?」

退職時に満50歳以上の場合、現職中の「きずな」をご継続いただける「きずなNEXT」をご用意しています。(ただし、一部保障額が限定されます。)現職中の「きずな」をご退職時までご加入いただくことで、健康状態にかかわらず健康告知なし・無診査でご継続いただけることが大きな特長です。



|                   | 現職中の「きずな」                            | 退職後の「きずなNEXT」                        |
|-------------------|--------------------------------------|--------------------------------------|
|                   | ご退職                                  | 7月1日<br>(更新日)                        |
|                   |                                      | 69歳                                  |
| 死亡・高度障害保障<br>傷害補償 | きずな                                  | きずな(退職者専用コース)                        |
| 傷害補償              | 団体傷害補償制度                             | 団体傷害補償制度                             |
| 医療保障              | 総合医療保障コース<br>(基本型・セット型)<br>入院医療費支援制度 | 総合医療保障コース<br>(基本型・セット型)<br>入院医療費支援制度 |
| 三大疾病保障            | 重病克服支援コース                            | 重病克服支援コース                            |

※長期医療収入補償コース・積立年金については退職と同時に脱退となります。

※こどもは継続できません。

問い合わせ先

事務取扱

兵庫県市町村職員共済組合  
(有)兵庫ライフサービス TEL:078-265-6170

※各制度の詳しい内容等詳細については、PR時に配付しておりますパンフレットをご参照ください。  
※一部所属では、「きずな」を取り扱っていない所属所がございます。

MY-A-17-他-004410 MYG-A-17-LF-164

ご宿泊招待券に当選されなかった方にも、  
うれしいラッキーチャンス!!  
抽選で10名様にゆめ春来3,000円割引券をプレゼント!!

# クロスワードパズル

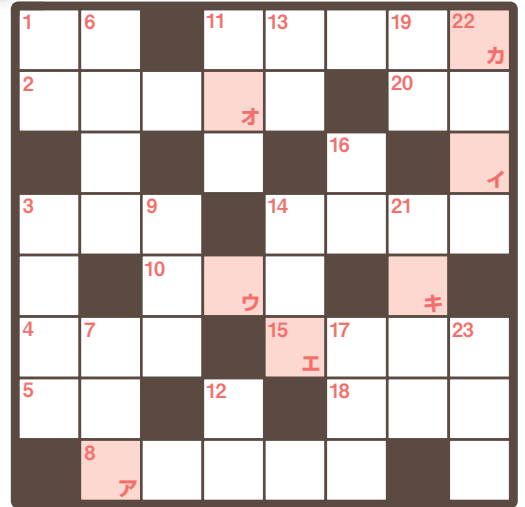
まぶしい日差しのもと、  
夏休みを満喫していますか?  
海や川、山で遊び疲れたら  
パズルを解いてクールダウン!

## タテのカギ

- 1 髪をとかす道具。
- 3 晩秋から初冬にかけて吹く、強く冷たい風のこと。
- 6 北アフリカに位置する国。タジン鍋が有名。
- 7 ○○○にほへと。
- 9 隠れ家のこと。
- 11 油を英語で言うとき?
- 12 要らなくなって捨てられるもの。
- 13 お世話になった人に迷惑をかけること。「○○を仇で返す」。
- 14 夏用の着物。お祭りなどに着ていきます。
- 16 車を英語で言うとき?
- 17 物事が移り変わる時期のこと。
- 19 両親の父親のこと。
- 21 季節ごとに移動する魚のこと。○○○魚。
- 22 これが鳴ったらおへそを隠します。
- 23 シャツやブラウスの袖口を留める○○○ボタン。

## ヨコのカギ

- 1 八本足の生き物。糸で巣を作ります。
- 2 透き通った、赤くない葡萄酒のこと。
- 3 カカオから作られた甘い飲み物。
- 4 暗いところで点けるもの。
- 5 物事の是非、善悪、真偽などを決めること。○○黒つける。
- 8 春にピンクや白の花を咲かせる樹木。
- 10 鼻や耳が不調な時はここにかかります。
- 11 12月31日のこと。
- 14 コアラの主食となる植物。
- 15 ○○○○倉庫。古代の建物で、ネズミ返しなどが付いていて、穀物の保管に使われました。
- 18 大豆から作る白くて四角い食べ物。
- 20 小式部内侍が詠った百人一首の内の一首。「大江山 いく野の道の遠ければ まだ○○も見ず 天の橋立」。



答え

ア イ ウ エ オ カ キ

平成29年4月号の解答「しんせいかつ」応募数254通  
たくさんのご応募ありがとうございました。

## ゆめ春来 ご宿泊招待券 プレゼント!!

クロスワードパズルに正解された方の中から抽選で**5組10名様**にゆめ春来ご宿泊招待券をプレゼント!さらに、**当選されなかった方の中から抽選で10名様にゆめ春来3,000円割引券をプレゼント**します。

### 応募方法

郵便はがきに、①クイズの解答②郵便番号・住所③氏名④電話番号⑤勤務先⑥組合員証記号番号(組合員証に記載された記号と番号)を記入の上、右記へお送りください。

### 締め切り

平成29年8月15日(火)消印有効

### プレゼント応募のあて先

〒650-0011 神戸市中央区下山手通4-16-3 兵庫県民会館  
兵庫県市町村職員共済組合  
総務課クイズ係 宛  
※当選は賞品の発送をもって発表といたします。  
※応募は、**組合員一人につき1通**とさせていただきます。また、わが街紹介(30~31ページ)の物産プレゼントとは応募が別になりますのでご注意ください。  
平成29年6月1日から郵便はがきの料金が62円に変更になりましたのでご注意ください。

### <ご宿泊招待券の利用にあたっての注意点>

1泊2食付きの彩(いろどり)コースとなります。  
入湯税(150円)及び飲物代は、別途ご負担いただきます。  
お料理は変更も可能ですが、差額が生じたときはご負担が発生いたします。  
宿泊利用助成との併用はできません。  
有効期限は**平成30年2月28日(水)**までです。  
なお、平成29年12月31日から平成30年1月2日までの間はご利用いただけません。  
詳細はゆめ春来までお問い合わせください。  
**<3,000円割引券の利用にあたっての注意点>**  
宿泊・お食事・売店で利用することができます。  
利用の際、釣銭は支払われません。  
有効期限は**平成30年2月28日(水)**までです。

### ※個人情報の取り扱いについて

ご記入いただいた個人情報は厳重に保護・管理し、商品の抽選及び発送に活用する目的以外に使用することはありません。また、個人情報をご本人の承諾なく業務委託先以外の第三者に開示・譲渡することは一切ございません。(法令により開示・譲渡を認められた場合を除きます)

## カニを探せ!!

右のイラストに描かれた  
ヤドカリのなかに1匹だけ  
**カニ**がまぎれているよ!  
カニがどこにいるか  
見つけよう!

「イラストクイズ」の解答は  
裏表紙をご覧ください。





# 山陰 三朝温泉 溪泉閣

夏のおすすめプランの  
ご案内

かじか

河鹿鳴く清らかな三徳川のほとり。

世界有数のラドン含有量を誇る三朝温泉の  
柔らかな湯けむりと贅を尽くしたお料理で  
どうぞごゆっくりとおくつろぎください。



## 涼花会席 1泊2食付プラン

期間:平成29年  
7月11日(火)~8月31日(木)

| プラン名    | 平日       | 休前日      |
|---------|----------|----------|
| あじさいプラン | 9,900 円  | -        |
| なでしこプラン | 11,400 円 | 13,400 円 |
| あさがおプラン | 12,600 円 | 14,600 円 |
| ひまわりプラン | 13,800 円 | 15,800 円 |

## 三朝温泉の特徴と効能

透き通った肌触りの良さではその類を見ないもので、泉質には単純泉、含重曹食塩泉でラドン最高 702 マッヘを含有する世界屈指のラドン泉です。

泉温は 55 度の適温で疲労回復・神経痛・婦人病・リュウマチ・皮膚病等に特効があります。また飲泉にも適しており、慢性消化器疾患や便秘・慢性気管支炎・胃腸病などに特効があります。

### 近くの観光地

- ◆ 国宝投入堂 (お車で約 12 分)
- ◆ 青山剛昌ふるさと館 (お車で約 30 分)
- ◆ 白壁土蔵群 (お車で約 15 分)
- ◆ 中国庭園「燕趙園」(お車で約 15 分) など

### 兵庫からのアクセス

お車の場合：中国自動車道 院庄 IC 下車 国道 179 号線で約 3 時間

JR 線の場合：三ノ宮駅から特急スーパーはくとで倉吉駅下車 約 2 時間 45 分



## 三朝温泉 溪泉閣

〒682-0122 鳥取県東伯郡三朝町山田 180

ご予約は **お電話 0858-43-0828**

**WEB** <http://www.keisenkaku.com>

溪泉閣

検索

# ひょうご共済会館

## プレミアムフェア

期間／平成29年7月1日～平成29年8月31日まで



### オマールエビ or 鮑料理

- ・前菜盛り合わせ
- ・蟹とジュンサイのフカヒレスープ
- ・鮑の二種盛り合わせ  
or オマールエビのチリソース大根餅添え
- ・鱧のサクサク揚げ
- ・野菜蒸籠蒸し
- ・冷やし豆乳担担麺
- ・デザート

お一人様 5,140円

↓  
利用助成控除後

**2,140円**

### ふかひれ姿煮込み料理

- ・前菜盛り合わせ
- ・フカヒレの姿煮込み
- ・鱧のサクサク揚げ
- ・野菜蒸籠蒸し
- ・冬瓜の蟹肉あんかけ
- ・冷やし豆乳担担麺
- ・デザート

お一人様 5,140円

↓  
利用助成控除後

**2,140円**

プラス1,030円で2時間飲み放題 / 宿泊時もご利用いただけます

## 秋の味覚フェア

期間／平成29年10月1日～平成29年11月20日まで



- ・スモークサーモンの生春巻き
- ・海老とエリンギの茶碗蒸し上海蟹ミソあんかけ
- ・揚げ雲吞と丹波シメジのサクサク揚げ
- ・椎茸の鶏ミンチ詰め舞茸あんかけ
- ・松茸の土瓶蒸し
- ・松茸の釜飯・漬物
- ・フルーツ2種と中華菓子

お一人様 4,110円

↓  
利用助成控除後

**1,110円**

プラス1,030円で2時間飲み放題 / 宿泊時もご利用いただけます

# お好みの鍋が選べるプラン

期間／平成29年9月1日～平成30年2月28日まで

5種類の鍋の中から好きな鍋が選べるプランです。



よせ鍋



塩麴鍋



豆乳担々鍋



神戸ポークのしゃぶしゃぶ



トマト鍋

2名様から  
承ります。

お一人様  
4,630円 → **1,630円**

利用助成控除後

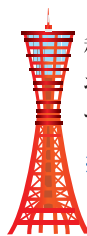
前菜・フルーツ2種・皮付ポテトフライ  
**120分飲み放題付**

## 西洋文化の香りがほんのり漂う街、ロマンチック神戸。

シンプルで落ち着いた佇まい。神戸の中心地とは思えないほど、静かな安らぎの空間が、一日の疲れを癒します。

| 宿泊   | 通常      | 利用助成控除後        |
|------|---------|----------------|
| シングル | 6,100円  | <b>2,600円</b>  |
| ツイン  | 5,700円～ | <b>2,200円～</b> |
| 和室   | 4,900円～ | <b>1,400円～</b> |

全館Wi-Fi通信を無料でお使いいただけます。



和室と洋室がございます。  
おひとり様でもグループ様でも  
ぜひご利用ください。

※朝食はセルフサービスにて  
無料でご用意しております。

### かけこみプラン

当日(18:00～23:00)のご予約で、お得にご宿泊いただけます。

予約電話／078-222-2600



朝食はサービスです

利用助成控除後  
5,100円 → **1,600円**

6ヶ月前の1日から電話による予約受け付けを行っております。

■表示料金は、すべて消費税・奉仕料込みです。

### 助成金額

宿泊…3,500円 日帰り…3,000円

助成は、助成金額以上のご利用をされた場合に限りです。

組合員及び被扶養者の方(任意継続組合員含む)は、来館時に『組合員証』又は、『組合員被扶養者証』をご提示していただくことにより、ご利用料金より左記の助成金額が控除されます。

■写真はすべてイメージです。 ■いずれのご利用も事前のご予約が必要です。



## ひょうご共済会館

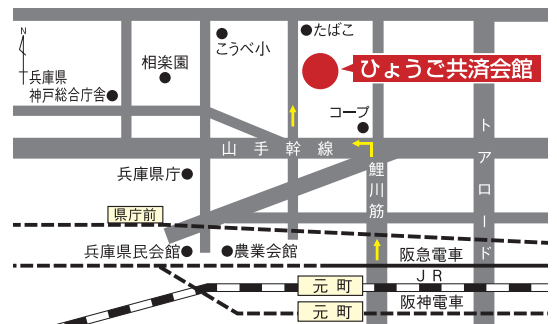
〒650-0004 神戸市中央区中山手通4-17-13

TEL 078-222-2600 FAX 078-222-2977

E-mail: hkkaikan@vivid.ocn.ne.jp

U R L: http://www.hk-kaikan.com/

ホームページから宿泊の予約ができます



JR元町駅東口から徒歩8分

ひょうご共済 No.179 平成29年7月 37

湯村温泉

ゆめ春来

# 料理アップグレード!

ゆめ春来  
感謝企画

期間 / 平成29年9月1日~10月31日

期間中ご利用の方の中から抽選で、  
次回ご利用いただける  
料理アップグレード券をプレゼント。

和コースまたは、くつろぎの金額で  
雅コース・彩コースまたは、ほほえみを次回お召し上がりいただけます。

雅コース×3組6名様

彩コース×5組10名様

(または、ほほえみ)

期間中  
毎月当選

四季折々の素材を使用した味覚料理をご用意しています。  
写真はイメージです。

※抽選会の対象者は、和コースまたは、くつろぎ以上のご利用者様となります。  
※当選者は賞品の発送をもって発表とします。お電話等でのお問い合わせは承りませんので、予めご了承ください。  
※詳細はお問い合わせください。

## ゆめ春来ご宿泊のご案内

### 平日宿泊プラン

期間：平成29年4月1日~平成30年3月31日まで

平日とは、土曜日・祝前日、8月10日~15日まで、12月31日~1月2日を除く日をいいます。



四季折々の素材を使用した味覚料理をご用意しています。  
写真はイメージです。

和  
なごみ

お一人様 1泊2食

11,340円

コース

12,340円~

平日外料金

彩  
いろどり

お一人様 1泊2食

13,710円

コース

14,710円~

平日外料金

雅  
みやび

お一人様 1泊2食

15,870円

コース

16,870円~

平日外料金

平日外料金は、お部屋タイプ、人数、食事内容により料金が異なります。詳細はお問い合わせください。

早割

平日は早割で  
さらにお得に!

30日前までにご予約いただくと...  
上記金額から

1,000円割引!

※表示価格は、すべて消費税・奉仕料込みです。 ※ご利用いただく部屋は、和室又は洋室です。 ※別途入湯税150円お預かりします。 ※詳細はお問い合わせください。

# ゆめ春来 家族割引のご案内

平日  
限定

期間 / 平成29年4月1日～平成30年3月31日(但し土曜日・祝前日、7/20～8/31、12/31～1/2を除く日)



ゆったり、のんびり  
風情漂う、ふる里のやすらぎ。

## 家族割引額

お一人様 **2,000円**

1泊2食のご利用で、  
夕食を「和」会席以上の  
ご利用者の場合

## ▶ 割引対象者

### 組合員同行に限る

組合員様の被扶養者でない  
配偶者、子、父母、祖父母及び、  
配偶者の父母、祖父母

家族割引をご利用される方は、ご予約の際、ゆめ春来までお申し出ください。



## キッズプランのお知らせ



### 夕食は子供会席

お一人様 1泊2食  
7,620円 → **2,120円**

利用助成控除後



### 夕食は幼児定食

お一人様 1泊2食  
6,380円 → **880円**

利用助成控除後

## キッズプランの うれしい特典

- ★お子様用アメニティーサービス
- ★お楽しみ抽選会(空くじなし)
- ★売店アイスクリーム2割引

### キッズプラン期間

平成29年7月20日～8月31日  
平成29年12月22日～  
平成30年1月10日  
(12月31日～1月2日を除く)

※和洋室をご利用の場合は料金が異なります。 ※表示価格は、すべて消費税・奉仕料込みです。 ※写真はイメージです。 ※詳細はお問い合わせください。

## 助成金額

**宿泊…5,500円 日帰り…3,000円**

助成額は、助成金額以上のご利用をされた場合に限りです。

組合員及び被扶養者の方(任意継続組合員含む)は、  
来館時に『組合員証』又は、『組合員被扶養者証』をご  
提示していただくことにより、ご利用料金より左記の助成  
金額が控除されます。



ふるさとのひととき —— いで湯の里



湯村温泉

ゆめ春来

〒669-6821 兵庫県美方郡新温泉町湯1569-6

TEL.0796-99-2211 FAX.0796-92-0233



ゆめ春来ブログ  
「山紫水明」も  
ご覧ください。

E-mail : y-haruki@theia.ocn.ne.jp  
URL : <http://www.h-kyosai.or.jp/y-haruki>  
ホームページから宿泊の予約ができます。

# 湯村温泉フォトラリー

9/1  
↓  
10/31



当館ご宿泊の方が対象です。

湯村温泉の5カ所の観光名所を巡って、  
携帯電話、スマートフォン、デジカメ等で撮影。  
その写真をフロントに提示して、  
記念品をゲットしよう。



■詳細は、お問い合わせください。

# 上山高原ハイキングと写真撮影会

参加者  
募集中

日にち 平成29年10月22日(日)

募集人員 20名(先着順)10名以下の場合には中止といたします。

参加費 1人1,000円(保険代・昼食代含む)

撮影した写真で後日、  
ゆめ春来内にて  
展示会を行います。



■天候等により中止させて頂く場合があります。 ■お申し込みは、直接ゆめ春来までご連絡ください。 ■その他詳細は、お問い合わせください。



ふるさとのひととき —— いで湯の里



〒669-6821 兵庫県美方郡新温泉町湯1569-6

TEL.0796-99-2211

FAX.0796-92-0233



ゆめ春来ブログ  
「山紫水明」も  
ご覧ください。

E-mail : y-haruki@theia.ocn.ne.jp

U R L : <http://www.h-kyosai.or.jp/y-haruki>

ホームページから宿泊の予約ができます

## ■組合の概況(平成29年5月末現在)

①組合員数  
(任継続<)



|             |                      |
|-------------|----------------------|
| 男           | 23,171人              |
| 女           | 15,150人              |
| 計<br>(前年同月) | 38,321人<br>(38,003人) |

②被扶養者数  
(任継続<)



|             |                      |
|-------------|----------------------|
| 男           | 14,737人              |
| 女           | 23,945人              |
| 計<br>(前年同月) | 38,682人<br>(39,304人) |

③平均標準報酬月額  
(任継続<)



|              |                        |
|--------------|------------------------|
| 短期<br>(前年同月) | 417,631円<br>(414,151円) |
| 長期<br>(前年同月) | 402,944円<br>(399,590円) |

④任意継続  
組合員数



|             |                |
|-------------|----------------|
| 男           | 255人           |
| 女           | 142人           |
| 計<br>(前年同月) | 397人<br>(474人) |

## ■平成29年5月(3月診療分)の医療費状況

|              | 件数      | 金額<br>(1件当たりの医療費)      | 前年<br>同月比 |
|--------------|---------|------------------------|-----------|
| 本人           | 26,313件 | 280,253千円<br>(10,651円) | -4.37%    |
| 家族           | 31,251件 | 323,012千円<br>(10,336円) | -8.66%    |
| 高額療養費        | 478件    | 50,660千円               |           |
| 家族療養費<br>附加金 | 147件    | 5,204千円                |           |
| 一部負担金<br>払戻金 | 297件    | 9,844千円                |           |
| 計            | 57,564件 | 668,973千円              |           |

カニを探せ!!

の解答

○がついている所にカニがかくられていました。わかりましたか?

